

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年6月7日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス） 2,000億円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス） 2,000億円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス） 2,000億円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド） 2兆円を上限とします。
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2023年12月8日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

なお、原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」において「1財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2ファンドの現況」につきましては内容を更新・訂正いたします。

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】**（４）発行（売出）価格****<訂正前>**

取得申込日の翌営業日の基準価額[※]とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

<訂正後>

取得申込日の翌営業日の基準価額[※]とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

<更新後>

■委託会社の概況(2024年4月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2 投資方針

(2) 投資対象

<更新後>

ノムラ・印度・フォーカス	インドの企業の株式（DR（預託証券） [※] を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村インド株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にインドの企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・アセアン・フォーカス	アセアン（東南アジア諸国連合） [*] 加盟国の企業の株式（DR（預託証券） [※] を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村アセアン株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にアセアン加盟国の企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。 [*] 東南アジア地域の10ヵ国からなる地域協力機構です。加盟10ヵ国は、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ブルネイです。(2024年4月末現在)

ノムラ・豪州・フォーカス	オーストラリアの企業の株式（DR（預託証書）※を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村豪州株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にオーストラリアの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。 オーストラリアの周辺諸国の企業の株式やオーストラリアの金融商品取引所に上場されているその他の国の企業の株式に実質的に投資する場合があります。
ノムラ・インドネシア・フォーカス	インドネシアの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村インドネシア株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にインドネシアの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・タイ・フォーカス	タイの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村タイ株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にタイの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・フィリピン・フォーカス	フィリピンの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村フィリピン株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にフィリピンの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。
マネープール・ファンド	円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に円建ての短期有価証券に投資を行ないます。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

※Depository Receipt（預託証書）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

<ノムラ・印度・フォーカス>

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの⑤、⑥及び⑦」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産
 - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村インド株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引[※]

※「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

<ノムラ・アセアン・フォーカス>

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの⑤、⑥及び⑦」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産
 - ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと

類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村アセアン株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1

号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記② 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記② 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記② 各号以外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

<ノムラ・豪州・フォーカス>

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの⑤、⑥及び⑦」に限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産
 - ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと

類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村豪州株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記② 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記② 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記② 各号以外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

<ノムラ・インドネシア・フォーカス>

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの⑤、⑥及び⑦」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産
 - ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこ

れらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村インドネシア株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12

号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記② 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記② 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記② 各号以外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引[※]

※「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

<ノムラ・タイ・フォーカス>

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの⑤、⑥及び⑦」に限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村タイ株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1

号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記② 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記② 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記② 各号以外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

<ノムラ・フィリピン・フォーカス>

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの⑤、⑥及び⑦」に限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産
 - ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと

類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村フィリピン株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの

を以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

<マネープール・ファンド>

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの④及び⑤」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなさ

れる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付

社債券については、転換社債型新株予約権付社債[※]に限ります。）

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

(参考)各マザーファンドの概要

(野村インド株マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

インドの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。なお、インドの株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。また、インドの株式にかかる指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などのデリバティブを適宜活用します。

② 株式（DR（預託証券）を含みます。）、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等の合計の組入比率は、原則として高位を基本とします。ただし、資金動向等によっては、金融証券取引所に上場している株価指数連動型上場投資信託（以下「ETF」といいます。）のうち、インドの株式に係る株価指数を対象とするものに主として投資する場合があります。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的にこれらの組入比率を引き下げることがあります。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④ NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ⑧ 投資信託証券（ETFを除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄のETFへの投資割合には制限を設けません。ただし、当該ETFが一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該ETFへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村アセアン株マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

（1）投資対象

アセアン（東南アジア諸国連合）加盟国の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる国別配分、業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。
- ② 株式（DR（預託証券）を含みます。）の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④ NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。
- ⑥ スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩ 同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑫ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村豪州株マザーファンド）
運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

（1）投資対象

オーストラリアの企業の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、オーストラリアの周辺諸国の企業の株式やオーストラリアの金融商品取引所に上場されているその他の国の企業の株式に投資する場合があります。

（2）投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。
- ② 株式（DR（預託証書）を含みます。）の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④ NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。
- ⑥ スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩ 同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑫ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村インドネシア株マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

インドネシアの企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。
- ② 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④ NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。

- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。
- ⑥ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村タイ株マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

タイの企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。
- ② 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④ NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。
- ⑥ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩ 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑫ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村フィリピン株マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

フィリピンの企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。
- ② 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④ NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。

- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。
- ⑥ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩ 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑫ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村マネー マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3 投資リスク

<更新後>

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

<各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）>

[株価変動リスク]

- ◆ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

- ◆ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

<マネープール・ファンド>

[債券価格変動リスク]

- ◆債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、各ファンド（マネープール・ファンドを除く）においては、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。
- ◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

◆各ファンド（マネープール・ファンドを除く）に関する留意点

- ・ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。（「ノムラ・豪州・フォーカス」を除く）

◆新興国に投資を行なうファンドに関する留意点

- ・ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

- ◆「ノムラ・印度・フォーカス」「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」の実質的な投資対象候補銘柄には、寄与度が高い銘柄、または寄与度が高くなる可能性のある銘柄が存在すると考えられます。そのため、上記4ファンドは信用リスクを適正に管理する目的で一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」における「特化型運用」を行なうファンドに該当します。当該制限に従って「特化型運用」を行なうにあたり、特定の発行体が発行する銘柄に集中して実質的に投資することがありますので、個別の投資対象銘柄の発行体の経営破綻や経営・財務状況の悪化等による影響を大きく受ける可能性があります。

◆マネープール・ファンドは、マイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスとなった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご注意ください。

◆「ノムラ・印度・フォーカス」に関する留意点

ファンドが実質的な投資対象とする、インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制に従って課税されます。インドの金融商品取引所において、非居住者（ファンドおよびマザーファンドも含まれます。）が、株式を売却した場合、その売買益に対してキャピタル・ゲイン税の他、その他の税が附加されます。

ファンドに係る法令・会計基準に則り、税制・税率を考慮して日々基準価額を計算しています。税制・税率の変更や税の還付もしくは追加納税等が発生した場合には、基準価額が影響を受ける場合があります。

また、インドの株式には、外国人機関投資家の上限保有比率等に制限のある銘柄があります。これらの銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。

※これらの記載は、2024年4月末現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。

<更新後>

<<委託会社におけるリスクマネジメント体制>>

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

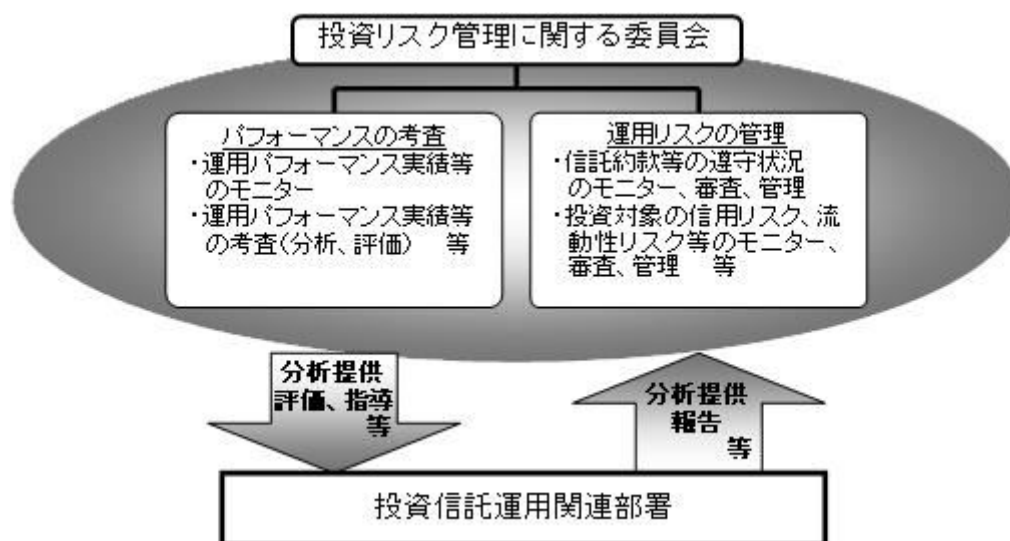
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

<更新後>

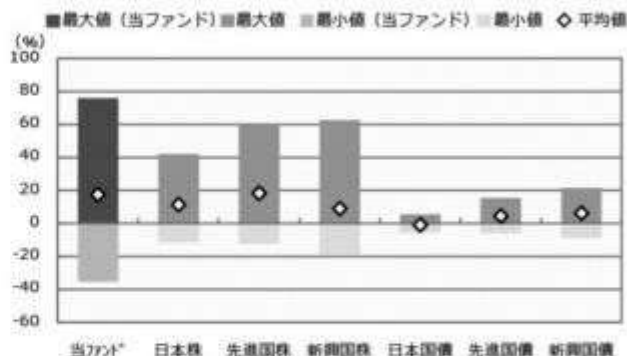
■ リスクの定量的比較（2019年5月末～2024年4月末：月次）

■ ノムラ・印度・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	75.9	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 35.4	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	17.5	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年5月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

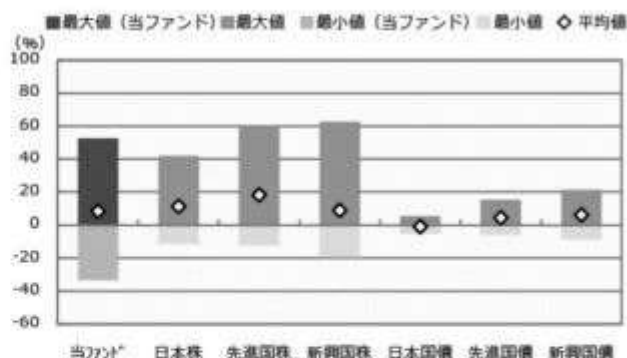
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■ ノムラ・アセアン・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	52.7	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 33.5	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	8.4	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年5月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ノムラ・豪州・フォーカス

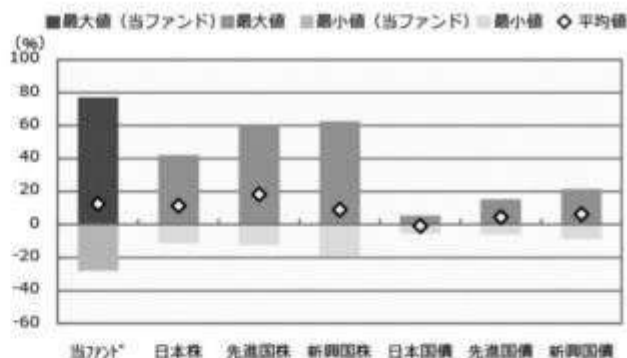
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年5月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	77.0	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 28.1	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	12.6	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ノムラ・インドネシア・フォーカス

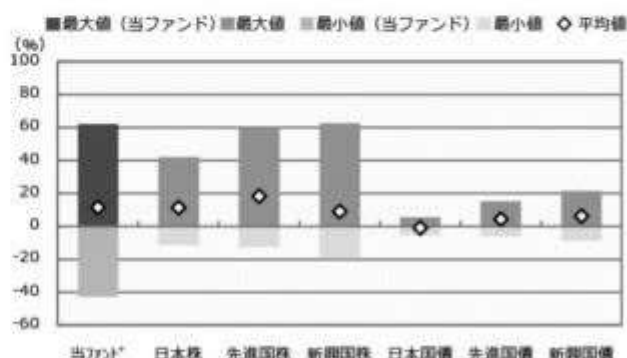
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年5月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	62.1	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 42.7	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	11.6	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ノムラ・タイ・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

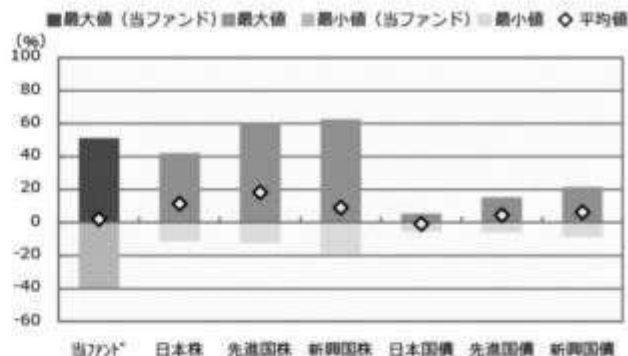


2019年5月 2020年4月 2021年4月 2022年4月 2023年4月 2024年4月

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年5月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	51.2	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 39.4	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	2.1	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ノムラ・フィリピン・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

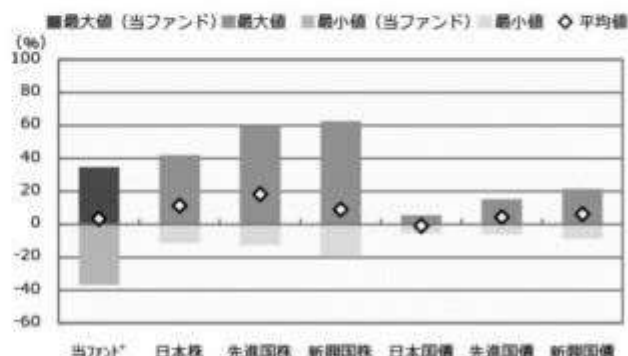


2019年5月 2020年4月 2021年4月 2022年4月 2023年4月 2024年4月

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年5月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	34.7	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 36.7	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	3.4	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

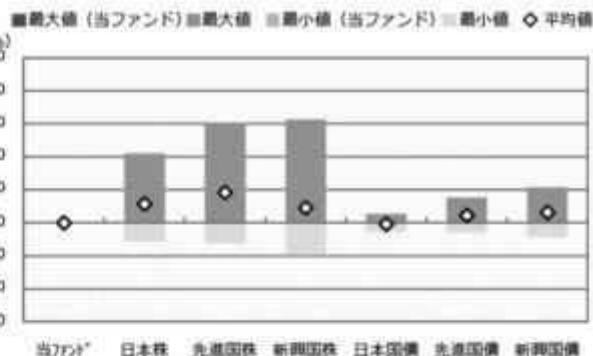
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

『マネーボール・ファンド』

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	△ 0.0	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値(%)	△ 0.1	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値(%)	△ 0.0	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年5月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバリ・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といひます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といひます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではありません。NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバリ・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバリ・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」といひます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や価値を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMS LLC」といひます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」といひます）についての提供、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMS LLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA、JPSI、J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 手数料等及び税金

(3) 信託報酬等

＜更新後＞

＜ノムラ・印度・フォーカス＞

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.925%（税抜年

1.75%)の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年0.90%	年0.80%	年0.05%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

◆「野村インド株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村インド株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.38%の率を乗じて得た額とします。

＜ノムラ・アセアン・フォーカス＞＜ノムラ・インドネシア・フォーカス＞＜ノムラ・タイ・フォーカス＞ ＜ノムラ・フィリピン・フォーカス＞

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.815%（税抜年1.65%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年0.80%	年0.80%	年0.05%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

◆「野村アセアン株マザーファンド」、「野村インドネシア株マザーファンド」、「野村タイ株マザーファンド」、「野村フィリピン株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村アセアン株マザーファンド」、「野村インドネシア株マザーファンド」、「野村タイ株マザーファンド」、「野村フィリピン株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.34%の率を乗じて得た額とします。

＜ノムラ・豪州・フォーカス＞

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.705%（税抜年1.55%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年0.75%	年0.75%	年0.05%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

◆「野村豪州株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村豪州株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.32%の率を乗じて得た額とします。

＜マネープール・ファンド＞

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に次に掲げる率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて次の通り(税抜)とします。

コールレート	0.4%未満	0.4%以上 0.65%未満	0.65%以上
信託報酬率	年0.165% (税抜年0.15%) 以内	年0.33% (税抜年0.30%)	年0.605% (税抜年0.55%)
委託会社	年0.065%以内	年0.13%	年0.22%
販売会社	年0.070%以内	年0.14%	年0.28%
受託会社	年0.015%以内	年0.03%	年0.05%

- ◆ 前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた上記の率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、上記の率として見直す場合があります。

信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に上記の信託報酬率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて上記（税抜）の通りとします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

- ◆ 2024年5月末現在の信託報酬率は年0.00121%（税抜年0.0011%）となっております。

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（５）課税上の取扱い

＜更新後＞

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・特定公社債 ^(注1) の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ノムラ・印度・フォーカス、ノムラ・インドネシア・フォーカスは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。ノムラ・アセアン・フォーカス、ノムラ・豪州・フォーカス、ノムラ・タイ・フォーカス、ノムラ・フィリピン・フォーカス、マネープール・ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

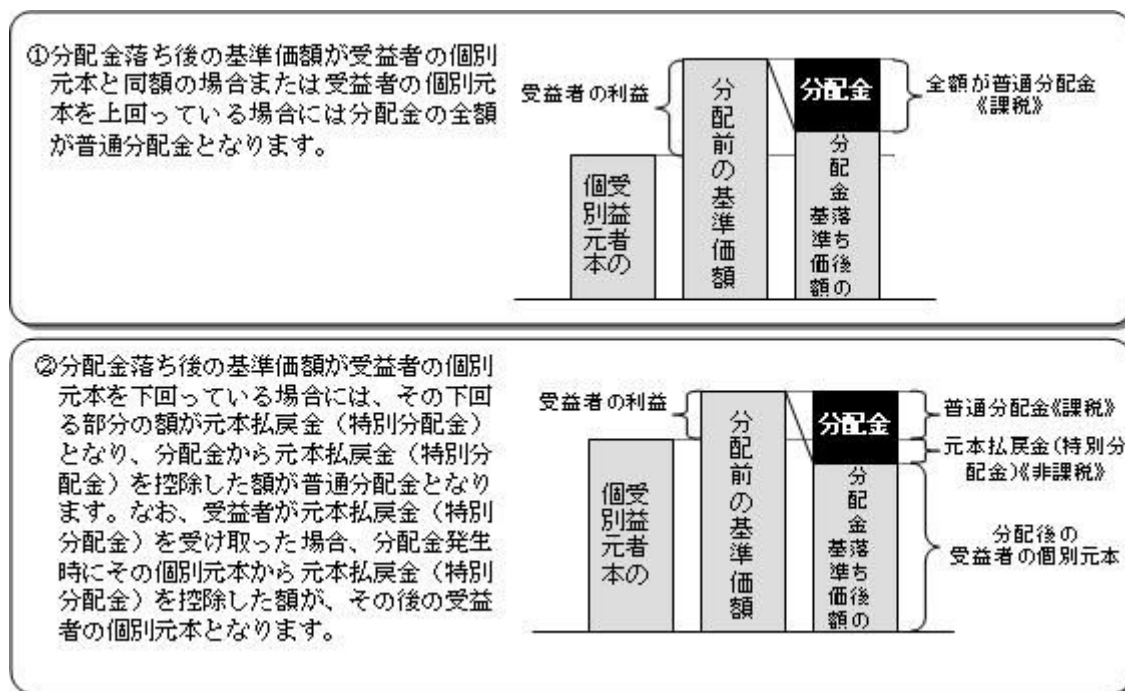
なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

- ◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2024年4月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

<更新後>

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ノムラ・印度・フォーカス	5.06	1.93	3.13
ノムラ・アセアン・フォーカス	2.04	1.82	0.22
ノムラ・豪州・フォーカス	1.97	1.72	0.25
ノムラ・インドネシア・フォーカス	1.94	1.82	0.12
ノムラ・タイ・フォーカス	1.95	1.82	0.13
ノムラ・フィリピン・フォーカス	1.92	1.82	0.10
マネーボール・ファンド	0.00	0.00	0.00

（2022年9月13日～2023年9月12日）

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- * 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * マザーファンドが支払った費用を含みます。
- * ノムラ・印度・フォーカス、ノムラ・アセアン・フォーカス、ノムラ・豪州・フォーカス、ノムラ・インドネシア・フォーカス、ノムラ・タイ・フォーカス、ノムラ・フィリピン・フォーカスのその他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- * ノムラ・印度・フォーカスのその他費用には、インドの金融商品取引所において、非居住者が株式を売却した場合にインドの税制に従い課税されるため、その売買益に対して付加されるキャピタル・ゲイン税（キャピタル・ゲイン税の引当金も含みます。）が含まれる場合があります。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5 運用状況

以下は2024年4月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）投資状況**ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）**

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	140,083,112,719	99.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	280,983,177	0.20
合計（純資産総額）		140,364,095,896	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	761,693,573	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,503,144	0.19
合計（純資産総額）		763,196,717	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	172,951,277	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	342,132	0.19
合計（純資産総額）		173,293,409	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	5,129,768,717	99.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	10,286,255	0.20
合計（純資産総額）		5,140,054,972	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	278,485,498	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	557,190	0.19
合計（純資産総額）		279,042,688	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	566,889,911	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,093,124	0.19
合計（純資産総額）		567,983,035	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	226,629,156	97.87
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4,911,923	2.12
合計（純資産総額）		231,541,079	100.00

（参考）野村インド株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	インド	131,261,015,140	93.70
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	8,822,016,099	6.29
合計（純資産総額）		140,083,031,239	100.00

（参考）野村アセアン株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	23,283,332	3.05
	シンガポール	235,818,298	30.95
	マレーシア	96,463,979	12.66
	タイ	111,343,117	14.61
	フィリピン	66,852,204	8.77

	インドネシア	175,152,172	22.99
	ベトナム	27,587,311	3.62
	小計	736,500,413	96.69
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	25,201,761	3.30
合計（純資産総額）		761,702,174	100.00

（参考）野村豪州株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	オーストラリア	156,141,508	90.28
投資証券	オーストラリア	15,260,204	8.82
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,549,312	0.89
合計（純資産総額）		172,951,024	100.00

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	インドネシア	4,864,320,758	94.82
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	265,505,057	5.17
合計（純資産総額）		5,129,825,815	100.00

（参考）野村タイ株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	タイ	268,269,283	96.32
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	10,221,251	3.67
合計（純資産総額）		278,490,534	100.00

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	フィリピン	557,939,422	98.42
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	8,949,549	1.57
合計（純資産総額）		566,888,971	100.00

（参考）野村マネー マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	日本	220,374,782	4.35
特殊債券	日本	311,121,988	6.15
社債券	日本	10,003,090	0.19
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4,517,092,713	89.29
合計（純資産総額）		5,058,592,573	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村インド株マザーファンド	16,704,202,516	6.7761	113,189,846,945	8.3861	140,083,112,719	99.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.79
合 計	99.79

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村アセアン株マザーファンド	227,398,368	2.9910	680,148,519	3.3496	761,693,573	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村豪州株マザーファンド	46,361,420	3.2465	150,512,351	3.7305	172,951,277	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村インドネシア株マザーファン ド	1,921,261,692	2.7616	5,305,944,840	2.6700	5,129,768,717	99.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.79
合 計	99.79

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村タイ株マザーファンド	112,875,121	2.5934	292,741,540	2.4672	278,485,498	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村フィリピン株マザーファンド	174,874,267	2.7893	487,776,793	3.2417	566,889,911	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	222,294,415	1.0193	226,595,100	1.0195	226,629,156	97.87

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.87
合 計	97.87

（参考）野村インド株マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	4,333,656	1,853.18	8,031,048,722	2,192.68	9,502,336,006	6.78
2	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	1,694,514	4,829.44	8,183,555,138	5,537.79	9,383,870,309	6.69
3	インド	株式	MACROTECH DEVELOPERS LTD	不動産管理・開発	2,484,308	1,524.92	3,788,387,659	2,318.46	5,759,776,179	4.11
4	インド	株式	STATE BANK OF INDIA	銀行	3,392,752	1,185.17	4,020,993,647	1,562.08	5,299,767,008	3.78
5	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	1,726,830	3,064.35	5,291,614,101	2,890.75	4,991,842,457	3.56
6	インド	株式	SIGNATUREGLOBAL INDIA LTD	不動産管理・開発	2,006,009	837.50	1,680,048,145	2,384.14	4,782,607,300	3.41
7	インド	株式	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	石油・ガス・消耗燃料	4,336,926	814.56	3,532,712,656	955.67	4,144,706,934	2.95
8	インド	株式	DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	家庭用耐久財	239,341	11,699.69	2,800,216,002	16,009.33	3,831,691,325	2.73
9	インド	株式	VARUN BEVERAGES LTD	飲料	1,307,158	1,757.95	2,297,918,964	2,808.82	3,671,576,109	2.62
10	インド	株式	PHOENIX MILLS LTD	不動産管理・開発	600,670	3,876.05	2,328,227,519	5,750.98	3,454,445,061	2.46
11	インド	株式	ZOMATO LTD	ホテル・レストラン・レジャー	9,200,626	245.12	2,255,309,613	365.90	3,366,545,856	2.40
12	インド	株式	AU SMALL FINANCE BANK LTD	銀行	2,725,854	1,393.01	3,797,151,938	1,205.72	3,286,631,677	2.34
13	インド	株式	ABB INDIA LTD	電気設備	264,371	9,204.23	2,433,333,330	12,194.09	3,223,764,032	2.30
14	インド	株式	SHREE CEMENT LIMITED	建設資材	70,600	49,063.54	3,463,886,522	45,634.33	3,221,783,945	2.29
15	インド	株式	LEMON TREE HOTELS LTD	ホテル・レストラン・レジャー	10,644,541	224.24	2,387,018,120	282.64	3,008,674,191	2.14
16	インド	株式	DLF LIMITED	不動産管理・開発	1,748,923	1,035.41	1,810,868,792	1,674.72	2,928,972,067	2.09

17	インド	株式	MAHARASHTRA SEAMLESS LTD	金属・鉱業	1,671,759	1,347.21	2,252,211,947	1,698.73	2,839,870,510	2.02
18	インド	株式	NESTLE INDIA LTD	食品	587,255	4,667.31	2,740,903,304	4,743.52	2,785,657,012	1.98
19	インド	株式	PRICOL LTD	自動車用部品	3,364,704	656.51	2,208,987,527	808.73	2,721,140,431	1.94
20	インド	株式	VODAFONE IDEA LTD	無線通信サービス	105,453,202	24.87	2,622,935,319	25.42	2,680,673,121	1.91
21	インド	株式	KAYNES TECHNOLOGY INDIA LTD	電子装置・機器・部品	509,531	4,331.97	2,207,275,060	5,101.01	2,599,125,529	1.85
22	インド	株式	CELLO WORLD LTD	家庭用耐久財	1,453,978	1,466.67	2,132,513,231	1,754.86	2,551,535,103	1.82
23	インド	株式	JIO FINANCIAL SERVICES LTD	金融サービス	3,388,305	523.00	1,772,107,132	719.14	2,436,682,599	1.73
24	インド	株式	RAMKRISHNA FORGINGS LTD	金属・鉱業	1,670,719	1,350.93	2,257,034,671	1,444.90	2,414,030,237	1.72
25	インド	株式	KIRLOSKAR OIL ENGINES LTD	機械	1,251,860	1,008.12	1,262,032,614	1,906.06	2,386,126,531	1.70
26	インド	株式	PB FINTECH LTD	保険	1,010,680	1,509.83	1,525,964,196	2,340.95	2,365,955,389	1.68
27	インド	株式	SYRMA SGS TECHNOLOGY LTD	電子装置・機器・部品	2,575,773	1,071.54	2,760,050,158	908.05	2,338,931,961	1.66
28	インド	株式	TITAN CO LTD	繊維・アパレル・贅沢品	342,946	6,127.97	2,101,563,725	6,813.16	2,336,548,198	1.66
29	インド	株式	MPHASIS LTD	情報技術サービス	521,482	4,680.49	2,440,791,547	4,424.20	2,307,144,054	1.64
30	インド	株式	GLOBAL HEALTH LTD/INDIA	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	786,780	1,319.50	1,038,158,964	2,755.43	2,167,918,002	1.54

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	不動産管理・開発	12.08
		石油・ガス・消耗燃料	9.65
		化学	0.78
		建設資材	2.29
		金属・鉱業	5.86
		電気設備	2.30
		機械	2.85
		自動車用部品	1.94
		自動車	0.97
		家庭用耐久財	4.55
		繊維・アパレル・贅沢品	2.67
		ホテル・レストラン・レジャー	4.55
		専門小売り	0.69
		飲料	3.29
		食品	1.98
		パーソナルケア用品	1.07
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	3.40
		銀行	19.47
		金融サービス	2.34
		保険	1.68

		情報技術サービス	2.35
		電子装置・機器・部品	3.52
		無線通信サービス	1.91
		消費者金融	1.39
合　　計			93.70

(参考) 野村アセアン株マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	シンガ ポール	株式	DBS GROUP HLDGS	銀行	17,150	3,510.64	60,207,565	4,011.17	68,791,692	9.03
2	インドネ シア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	675,000	88.51	59,745,937	95.06	64,165,500	8.42
3	シンガ ポール	株式	UNITED OVERSEAS BANK	銀行	15,500	3,277.67	50,804,018	3,517.56	54,522,257	7.15
4	インドネ シア	株式	BANK MANDIRI	銀行	775,000	57.47	44,541,187	67.17	52,058,687	6.83
5	シンガ ポール	株式	SEMBICORP INDUSTRIES LTD	総合公益 事業	66,000	583.56	38,515,607	618.16	40,799,141	5.35
6	タイ	株式	CP ALL PCL-FOREIGN	生活必需 品流通・ 小売り	160,000	270.72	43,315,200	240.05	38,408,400	5.04
7	タイ	株式	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア・プロ バイダー/ ヘルスケア・サー ビス	315,000	115.26	36,309,262	121.61	38,307,937	5.02
8	フィリピン	株式	BDO UNIBANK INC	銀行	79,200	357.53	28,316,799	407.29	32,257,464	4.23
9	インドネ シア	株式	INDOSAT TBK PT	無線通信 サービス	280,000	95.54	26,752,600	108.64	30,419,200	3.99
10	マレーシ ア	株式	RHB BANK BHD	銀行	148,000	186.14	27,549,955	179.89	26,625,133	3.49
11	マレーシ ア	株式	TENAGA NASIONAL	電力	66,000	351.16	23,177,052	392.02	25,873,962	3.39
12	シンガ ポール	株式	SINGAPORE TECH ENGINEERING	航空宇宙・防衛	55,000	442.86	24,357,696	467.08	25,689,758	3.37
13	アメリカ	株式	SEA LTD-ADR	娯楽	2,300	5,999.85	13,799,668	10,123.18	23,283,332	3.05
14	マレーシ ア	株式	FRONTKEN CORP BHD	商業サー ビス・用品	163,000	117.94	19,225,301	129.25	21,067,980	2.76
15	フィリピン	株式	UNIVERSAL ROBINA CORP	食品	62,000	318.11	19,722,901	285.21	17,683,182	2.32
16	ベトナム	株式	VIETTEL CONSTRUCTION JOINT S	建設・土木	20,000	505.85	10,117,024	766.81	15,336,320	2.01
17	フィリピン	株式	AYALA LAND INC	不動産管理・開発	160,000	78.00	12,480,142	80.20	12,833,208	1.68
18	シンガ ポール	株式	KEPPEL LTD	コングロマリット	16,000	770.40	12,326,546	788.85	12,621,715	1.65
19	シンガ ポール	株式	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	各種電気 通信サービス	40,000	289.97	11,599,161	271.02	10,841,020	1.42
20	タイ	株式	CENTRAL PATTANA(F)	不動産管理・開発	40,000	284.99	11,399,643	262.26	10,490,400	1.37
21	タイ	株式	TMBTHANACHART BANK PCL-FOREIGN	銀行	1,300,000	7.15	9,301,896	7.69	10,008,180	1.31
22	インドネ シア	株式	BANK SYARIAH INDONESIA TBK P	銀行	370,000	25.11	9,291,589	24.34	9,008,390	1.18
23	シンガ ポール	株式	SHENG SIONG GROUP LTD	生活必需 品流通・ 小売り	50,000	182.39	9,119,729	178.76	8,938,075	1.17

24	インドネシア	株式	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	不動産管理・開発	700,000	10.37	7,265,300	11.49	8,046,150	1.05
25	マレーシア	株式	SCIENTEX BHD	化学	55,000	127.68	7,022,601	136.81	7,524,866	0.98
26	シンガポール	株式	SATS LTD	運送インフラ	23,814	292.93	6,976,031	291.78	6,948,566	0.91
27	ベトナム	株式	DUC GIANG CHEMICALS JSC	化学	9,369	562.12	5,266,555	734.65	6,883,022	0.90
28	タイ	株式	WHA CORP PCL-FOREIGN	不動産管理・開発	320,000	22.20	7,106,400	21.15	6,768,000	0.88
29	シンガポール	株式	VENTURE CORP LTD	電子装置・機器・部品	4,000	1,457.77	5,831,085	1,666.51	6,666,074	0.87
30	マレーシア	株式	QL RESOURCES BHD	食品	30,000	179.89	5,396,986	212.13	6,363,905	0.83

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	娯楽	3.05
		不動産管理・開発	5.00
		石油・ガス・消耗燃料	0.43
		化学	1.89
		航空宇宙・防衛	3.37
		建設・土木	2.01
		コングロマリット	1.65
		商業サービス・用品	2.76
		運送インフラ	2.09
		大規模小売り	0.46
		生活必需品流通・小売り	6.21
		食品	3.59
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	5.02
		銀行	42.97
		電子装置・機器・部品	0.87
		半導体・半導体製造装置	0.53
		各種電気通信サービス	1.42
		無線通信サービス	3.99
		電力	3.39
		総合公益事業	5.35
		水道	0.53
合 計			96.69

（参考）野村豪州株マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	オーストラリア	株式	RIO TINTO LTD	金属・鉱業	1,152	11,573.73	13,332,941	13,485.70	15,535,527	8.98
2	オーストラリア	株式	CSL LIMITED	バイオテクノロジー	542	27,526.35	14,919,285	28,314.00	15,346,188	8.87
3	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	—	4,752	2,420.58	11,502,642	3,211.32	15,260,204	8.82
4	オーストラリア	株式	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	銀行	1,301	10,146.70	13,200,867	11,720.96	15,248,977	8.81

5	オーストラリア	株式	LIGHT & WONDER INC-CDI	ホテル・レストラン・レジャー	964	13,172.70	12,698,485	14,464.85	13,944,116	8.06
6	オーストラリア	株式	TREASURY WINE ESTATES LTD	飲料	11,238	1,270.54	14,278,404	1,233.46	13,861,633	8.01
7	オーストラリア	株式	WESTPAC BANKING CORP	銀行	4,456	2,789.21	12,428,753	2,652.24	11,818,424	6.83
8	オーストラリア	株式	SOUTH32 LTD	金属・鉱業	32,344	343.37	11,106,202	361.38	11,688,785	6.75
9	オーストラリア	株式	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	銀行	3,518	2,621.77	9,223,405	2,890.08	10,167,327	5.87
10	オーストラリア	株式	INCITEC PIVOT LTD	化学	32,803	299.61	9,828,225	288.28	9,456,711	5.46
11	オーストラリア	株式	FORTESCUE LTD	金属・鉱業	3,177	2,118.98	6,732,023	2,642.98	8,396,758	4.85
12	オーストラリア	株式	SUNCORP GROUP LTD	保険	4,691	1,677.66	7,869,938	1,671.04	7,838,852	4.53
13	オーストラリア	株式	STEADFAST GROUP LTD	保険	13,317	568.33	7,568,573	584.81	7,787,952	4.50
14	オーストラリア	株式	LIFESTYLE COMMUNITIES LTD	不動産管理・開発	5,488	1,770.91	9,718,766	1,239.63	6,803,136	3.93
15	オーストラリア	株式	PALADIN ENERGY LTD	石油・ガス・消耗燃料	4,041	1,491.18	6,025,892	1,403.34	5,670,916	3.27
16	オーストラリア	株式	WISETECH GLOBAL LTD	ソフトウェア	271	6,462.79	1,751,418	9,506.29	2,576,206	1.48

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	不動産管理・開発	3.93
		石油・ガス・消耗燃料	3.27
		化学	5.46
		金属・鉱業	20.59
		ホテル・レストラン・レジャー	8.06
		飲料	8.01
		バイオテクノロジー	8.87
		銀行	21.52
		保険	9.03
		ソフトウェア	1.48
投資証券	—	—	8.82
合 計			99.10

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	6,799,000	88.74	603,379,295	95.06	646,312,940	12.59
2	インドネシア	株式	BANK MANDIRI	銀行	8,562,492	59.38	508,469,888	67.17	575,163,994	11.21
3	インドネシア	株式	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	9,782,172	52.85	517,039,635	46.26	452,611,316	8.82
4	インドネシア	株式	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	各種電気 通信サー ビス	9,957,530	35.88	357,375,751	29.87	297,491,166	5.79
5	インドネシア	株式	BANK NEGARA INDONESIA PT	銀行	4,726,800	45.83	216,641,061	50.68	239,566,041	4.67
6	インドネシア	株式	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	生活必需 品流通・ 小売り	7,841,900	28.61	224,395,968	28.51	223,635,304	4.35

7	インドネシア	株式	INDOSAT TBK PT	無線通信サービス	1,683,300	95.54	160,830,899	108.64	182,873,712	3.56
8	インドネシア	株式	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	コングロマリット	3,466,400	61.83	214,353,510	48.74	168,961,002	3.29
9	インドネシア	株式	CISARUA MOUNTAIN DAIRY PT TB	食品	3,231,300	37.92	122,553,516	48.01	155,150,870	3.02
10	インドネシア	株式	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	運送インフラ	2,982,544	43.74	130,477,352	51.40	153,332,587	2.98
11	インドネシア	株式	ACE HARDWARE INDONESIA	専門小売り	15,142,100	7.32	110,893,169	9.06	137,331,276	2.67
12	インドネシア	株式	BANK SYARIAH INDONESIA TBK P	銀行	5,409,300	20.27	109,678,229	24.34	131,700,227	2.56
13	インドネシア	株式	MAP AKTIF ADIPERKASA PT	専門小売り	16,187,400	8.00	129,634,739	7.85	127,184,402	2.47
14	インドネシア	株式	ADARO MINERALS INDONESIA TBK	金属・鉱業	9,310,500	13.73	127,882,243	12.99	121,017,879	2.35
15	インドネシア	株式	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	不動産管理・開発	10,510,183	10.37	109,085,189	11.49	120,809,298	2.35
16	インドネシア	株式	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	大規模小売り	193,425,200	0.86	167,052,364	0.61	118,202,140	2.30
17	インドネシア	株式	MAYORA INDAH PT	食品	5,057,000	24.68	124,823,224	22.98	116,255,373	2.26
18	インドネシア	株式	HARUM ENERGY TBK PT	石油・ガス・消耗燃料	8,034,400	13.24	106,452,403	13.48	108,327,815	2.11
19	インドネシア	株式	MITRA ADIPERKASA TBK PT	大規模小売り	6,667,900	18.47	123,212,791	16.05	107,043,133	2.08
20	インドネシア	株式	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	建設資材	1,427,400	106.02	151,346,854	73.96	105,574,073	2.05
21	インドネシア	株式	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	建設資材	2,231,360	68.86	153,673,763	44.81	99,996,167	1.94
22	インドネシア	株式	PAKUWON JATI TBK PT	不動産管理・開発	23,170,000	4.28	99,339,058	3.82	88,551,106	1.72
23	インドネシア	株式	ADI SARANA ARMADA TBK PT	陸上運輸	12,504,200	7.89	98,773,586	7.08	88,542,240	1.72
24	インドネシア	株式	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	金属・鉱業	3,338,344	30.02	100,244,457	25.02	83,545,397	1.62
25	インドネシア	株式	DHARMA POLIMETAL TBK PT	自動車用部品	7,480,400	13.78	103,107,589	8.87	66,392,290	1.29
26	インドネシア	株式	KALBE FARMA PT	医薬品	4,279,900	18.04	77,217,956	13.62	58,328,617	1.13
27	インドネシア	株式	UNITED TRACTORS TBK PT	石油・ガス・消耗燃料	178,800	260.93	46,654,284	241.28	43,142,205	0.84
28	インドネシア	株式	MASTERSYSTEM INFOTAMA PT	情報技術サービス	1,792,200	13.49	24,181,780	14.06	25,207,293	0.49
29	インドネシア	株式	BANK JAGO TBK PT	銀行	1,083,500	23.81	25,801,927	20.37	22,070,895	0.43

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	不動産管理・開発	4.08
		石油・ガス・消耗燃料	2.95
		建設資材	4.00
		金属・鉱業	3.98
		コングロマリット	3.29
		陸上運輸	1.72
		運送インフラ	2.98
		自動車用部品	1.29
		大規模小売り	4.39

	専門小売り	5.15
	生活必需品流通・小売り	4.35
	食品	5.29
	医薬品	1.13
	銀行	40.30
	情報技術サービス	0.49
	各種電気通信サービス	5.79
	無線通信サービス	3.56
	合　　計	94.82

(参考) 野村タイ株マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	タイ	株式	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	210,000	115.26	24,206,175	121.61	25,538,625	9.17
2	タイ	株式	CP ALL PCL-FOREIGN	生活必需品流通・小売り	106,000	270.72	28,696,320	240.05	25,445,565	9.13
3	タイ	株式	TMBTHANACHART BANK PCL-FOREIGN	銀行	2,500,000	7.19	17,977,500	7.69	19,246,500	6.91
4	タイ	株式	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	128,000	145.93	18,679,680	142.76	18,273,600	6.56
5	タイ	株式	CENTRAL PATTANA(F)	不動産管理・開発	66,000	279.34	18,436,543	262.26	17,309,160	6.21
6	タイ	株式	ADVANCED INFO SERVICE(F)	無線通信サービス	20,000	922.14	18,442,800	833.31	16,666,200	5.98
7	タイ	株式	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	60,000	301.38	18,083,250	271.77	16,306,650	5.85
8	タイ	株式	MOSHI MOSHI RETAIL C-FOREIGN	専門小売り	60,000	252.74	15,164,550	217.84	13,070,700	4.69
9	タイ	株式	BANGCHAK CORP PCL-FOREIGN	石油・ガス・消耗燃料	70,000	162.76	11,393,785	181.89	12,732,300	4.57
10	タイ	株式	SIAM CEMENT PUBLIC (F)	建設資材	10,000	1,311.30	13,113,000	1,061.73	10,617,300	3.81
11	タイ	株式	PTT EXPLORATION & PRODUCTION (F)	石油・ガス・消耗燃料	16,000	695.83	11,133,360	661.99	10,591,920	3.80
12	タイ	株式	MASTER STYLE PCL-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	37,714	235.95	8,898,862	267.54	10,090,286	3.62
13	タイ	株式	DELTA ELECTRONICS THAI-FORGN	電子装置・機器・部品	33,000	442.03	14,587,155	296.10	9,771,300	3.50
14	タイ	株式	HOME PRODUCT CENTER PCL(F)	専門小売り	210,000	57.10	11,992,050	43.14	9,060,660	3.25
15	タイ	株式	THAI OIL PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	30,000	201.98	6,059,475	237.93	7,138,125	2.56
16	タイ	株式	WHA CORP PCL-FOREIGN	不動産管理・開発	300,000	22.20	6,662,250	21.15	6,345,000	2.27
17	タイ	株式	GULF ENERGY DEVELOPM-FOREIGN	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	30,000	197.75	5,932,575	169.20	5,076,000	1.82

18	タイ	株式	ICHTAN GROUP PLC-FOREIGN	食品	50,000	69.79	3,489,750	73.60	3,680,100	1.32
19	タイ	株式	MEGA LIFESCIENCES PCL-(F)	医薬品	18,000	177.66	3,197,880	173.43	3,121,740	1.12
20	タイ	株式	KASIKORNBANK PCL(F)	銀行	5,500	535.79	2,946,881	547.78	3,012,817	1.08
21	タイ	株式	BANGKOK BANK(F)	銀行	5,000	702.18	3,510,900	577.39	2,886,975	1.03
22	タイ	株式	SAFE FERTILITY GROUP-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	30,000	86.47	2,594,361	92.63	2,779,110	0.99
23	タイ	株式	SCB X PCL-FOREIGN	銀行	6,000	490.68	2,944,080	448.38	2,690,280	0.96
24	タイ	株式	SIAM WELLNESS GROUP PCL-F	各種消費者サービス	75,000	36.94	2,770,650	34.89	2,617,312	0.93
25	タイ	株式	SOMBOON ADV TECH - FOREIGN	自動車用部品	37,000	80.37	2,973,690	68.52	2,535,462	0.91
26	タイ	株式	LAND & HOUSES PUB - NVDR	不動産管理・開発	50,000	35.32	1,766,025	31.51	1,575,675	0.56
27	タイ	株式	MAJOR CINEPLEX GROUP-FOREIGN	娯楽	25,000	60.06	1,501,650	62.18	1,554,525	0.55
28	タイ	株式	SCGJWD LOGISTICS PCL/F	航空貨物・物流サービス	25,000	65.56	1,639,125	62.18	1,554,525	0.55
29	タイ	株式	CENTRAL RETAIL CORP-FOREIGN	大規模小売り	10,000	173.43	1,734,300	143.82	1,438,200	0.51
30	タイ	株式	BCPG PCL-FOREIGN	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	50,000	42.30	2,115,000	28.55	1,427,625	0.51

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	娯楽	0.55
		不動産管理・開発	9.05
		石油・ガス・消耗燃料	17.50
		建設資材	3.81
		建設・土木	0.50
		航空貨物・物流サービス	0.55
		運送インフラ	5.85
		自動車用部品	0.91
		ホテル・レストラン・レジャー	0.50
		大規模小売り	0.51
		専門小売り	8.41
		生活必需品流通・小売り	9.13
		食品	1.32
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	13.79
		医薬品	1.12
		銀行	9.99
		電子装置・機器・部品	3.50
		無線通信サービス	5.98
		各種消費者サービス	0.93
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	2.33
合 計			96.32

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	フィリピン	株式	BDO UNIBANK INC	銀行	244,002	357.53	87,239,340	407.29	99,379,872	17.53
2	フィリピン	株式	SM PRIME HOLDINGS INC	不動産管理・開発	900,075	81.97	73,783,500	78.30	70,479,761	12.43
3	フィリピン	株式	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	運送インフラ	70,000	573.68	40,158,153	914.09	63,986,593	11.28
4	フィリピン	株式	BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	銀行	150,077	287.93	43,211,897	350.73	52,637,722	9.28
5	フィリピン	株式	SM INVESTMENTS CORP	コングロマリット	19,507	2,243.09	43,756,005	2,634.61	51,393,417	9.06
6	フィリピン	株式	AYALA LAND INC	不動産管理・開発	555,000	76.75	42,598,773	80.20	44,515,190	7.85
7	フィリピン	株式	UNIVERSAL ROBINA CORP	食品	153,000	318.11	48,671,029	285.21	43,637,529	7.69
8	フィリピン	株式	METROPOLITAN BANK & TRUST	銀行	203,002	149.13	30,274,027	190.32	38,635,950	6.81
9	フィリピン	株式	AYALA CORPORATION	コングロマリット	15,503	1,693.87	26,260,139	1,657.16	25,691,099	4.53
10	フィリピン	株式	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	ホテル・レストラン・レジャー	38,000	644.37	24,486,413	652.53	24,796,368	4.37
11	フィリピン	株式	BLOOMBERRY RESORTS CORP	ホテル・レストラン・レジャー	250,000	30.72	7,680,893	28.82	7,205,085	1.27
12	フィリピン	株式	MANILA WATER COMPANY	水道	100,000	59.60	5,960,985	67.97	6,797,250	1.19
13	フィリピン	株式	WILCON DEPOT INC	専門小売り	130,000	61.31	7,970,455	43.50	5,655,312	0.99
14	フィリピン	株式	ROBINSONS LAND CO	不動産管理・開発	100,000	40.62	4,062,037	41.70	4,170,793	0.73
15	フィリピン	株式	GT CAPITAL HOLDINGS INC	コングロマリット	2,007	1,604.15	3,219,532	1,661.24	3,334,125	0.58
16	フィリピン	株式	CENTURY PACIFIC FOOD INC	食品	30,000	78.71	2,361,364	101.95	3,058,762	0.53
17	フィリピン	株式	PLDT INC	無線通信サービス	800	3,249.08	2,599,269	3,752.08	3,001,666	0.52
18	フィリピン	株式	GLOBE TELECOM INC	無線通信サービス	606	4,855.95	2,942,709	4,807.01	2,913,051	0.51
19	フィリピン	株式	JG SUMMIT HOLDINGS INC	コングロマリット	24,000	106.30	2,551,416	93.93	2,254,512	0.39
20	フィリピン	株式	NICKEL ASIA CORP	金属・鉱業	200,000	13.83	2,767,840	11.01	2,202,309	0.38
21	フィリピン	株式	ACEN CORP	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	200,646	13.34	2,678,583	10.92	2,193,056	0.38

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	不動産管理・開発	21.02
		金属・鉱業	0.38
		コングロマリット	14.58
		運送インフラ	11.28
		ホテル・レストラン・レジャー	5.64
		専門小売り	0.99
		食品	8.23

		銀行	33.63
		無線通信サービス	1.04
		水道	1.19
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.38
合 計			98.42

（参考）野村マネー マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	特殊債券	日本政策投資銀行社債 政府保証第48回	160,000,000	100.00	160,000,364	100.00	160,000,364	0.001	2024/6/7	3.16
2	日本	地方債証券	横浜市 公募（20年）第3回	100,000,000	100.32	100,328,810	100.32	100,328,810	2.57	2024/6/20	1.98
3	日本	特殊債券	政保 地方公共団体金融機構債券 第62回	69,000,000	100.11	69,081,396	100.11	69,081,396	0.601	2024/7/16	1.36
4	日本	地方債証券	静岡県 公募（5年）令和元年度第6回	50,000,000	100.00	50,001,728	100.00	50,001,728	0.005	2024/6/20	0.98
5	日本	特殊債券	しんきん中金債券 利付第356回	50,000,000	99.98	49,990,312	99.98	49,990,312	0.02	2024/7/26	0.98
6	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第222回	32,000,000	100.15	32,049,916	100.15	32,049,916	0.601	2024/7/31	0.63
7	日本	地方債証券	大阪市 公募令和元年度第1回	30,000,000	100.00	30,000,000	100.00	30,000,000	0.01	2024/5/21	0.59
8	日本	地方債証券	愛知県 公募平成26年度第6回	20,000,000	100.09	20,019,560	100.09	20,019,560	0.645	2024/6/27	0.39
9	日本	地方債証券	兵庫県 公募（12年）第1回	10,000,000	100.16	10,016,850	100.16	10,016,850	1.1	2024/6/26	0.19
10	日本	地方債証券	神奈川県 公募第208回	10,000,000	100.07	10,007,834	100.07	10,007,834	0.551	2024/6/20	0.19
11	日本	社債券	関西電力 第532回	10,000,000	100.03	10,003,090	100.03	10,003,090	0.18	2024/7/25	0.19

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	4.35
特殊債券	6.15
社債券	0.19
合 計	10.70

②投資不動産物件

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

該当事項はありません。

（参考）野村インド株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村アセアン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村豪州株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村タイ株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

該当事項はありません。

（参考）野村インド株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村アセアン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村豪州株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村タイ株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

（３）運用実績

①純資産の推移

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

2024年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間	(2014年 9月12日)	6,198	6,282	1.4796	1.4996
第6計算期間	(2015年 9月14日)	12,375	12,664	1.7084	1.7484
第7計算期間	(2016年 9月12日)	11,617	11,862	1.6609	1.6959
第8計算期間	(2017年 9月12日)	105,846	108,864	2.2797	2.3447
第9計算期間	(2018年 9月12日)	105,596	108,546	2.1480	2.2080
第10計算期間	(2019年 9月12日)	81,116	83,065	1.8728	1.9178
第11計算期間	(2020年 9月14日)	56,197	57,479	1.7546	1.7946
第12計算期間	(2021年 9月13日)	56,864	58,702	2.6284	2.7134
第13計算期間	(2022年 9月12日)	54,415	56,257	2.9535	3.0535
第14計算期間	(2023年 9月12日)	62,720	64,945	3.3834	3.5034
	2023年 4月末日	48,891	—	2.6576	—
	5月末日	54,311	—	2.9613	—
	6月末日	58,141	—	3.1724	—
	7月末日	59,237	—	3.2152	—

8月末日	62,147	—	3.3582	—
9月末日	68,328	—	3.3619	—
10月末日	74,170	—	3.3384	—
11月末日	84,305	—	3.4941	—
12月末日	92,743	—	3.6221	—
2024年 1月末日	106,142	—	3.8058	—
2月末日	119,665	—	4.0596	—
3月末日	125,571	—	4.0398	—
4月末日	140,364	—	4.3085	—

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

2024年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間	(2014年 9月12日)	2,737	2,788	1.6119	1.6419
第6計算期間	(2015年 9月14日)	1,867	1,895	1.3370	1.3570
第7計算期間	(2016年 9月12日)	1,398	1,414	1.3079	1.3229
第8計算期間	(2017年 9月12日)	1,341	1,364	1.4793	1.5043
第9計算期間	(2018年 9月12日)	1,366	1,385	1.4135	1.4335
第10計算期間	(2019年 9月12日)	1,682	1,711	1.4467	1.4717
第11計算期間	(2020年 9月14日)	928	932	1.1312	1.1362
第12計算期間	(2021年 9月13日)	917	932	1.5109	1.5359
第13計算期間	(2022年 9月12日)	1,041	1,064	1.7913	1.8313
第14計算期間	(2023年 9月12日)	909	932	1.8231	1.8681
	2023年 4月末日	891	—	1.7641	—
	5月末日	899	—	1.7956	—
	6月末日	922	—	1.8472	—
	7月末日	933	—	1.8820	—
	8月末日	945	—	1.8969	—
	9月末日	832	—	1.8274	—
	10月末日	791	—	1.7464	—
	11月末日	793	—	1.7773	—
	12月末日	791	—	1.7846	—
	2024年 1月末日	770	—	1.8326	—
	2月末日	764	—	1.9266	—
	3月末日	754	—	1.9713	—
	4月末日	763	—	2.0163	—

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

2024年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間	(2014年 9月12日)	199	203	1.5388	1.5688

第6計算期間	(2015年 9月14日)	285	288	1.2719	1.2869
第7計算期間	(2016年 9月12日)	182	184	1.2135	1.2285
第8計算期間	(2017年 9月12日)	265	270	1.5386	1.5686
第9計算期間	(2018年 9月12日)	244	248	1.4262	1.4462
第10計算期間	(2019年 9月12日)	244	249	1.5336	1.5636
第11計算期間	(2020年 9月14日)	512	521	1.4623	1.4873
第12計算期間	(2021年 9月13日)	535	549	1.9459	1.9959
第13計算期間	(2022年 9月12日)	187	192	2.2243	2.2843
第14計算期間	(2023年 9月12日)	189	194	2.0911	2.1511
2023年 4月末日		184	—	2.0785	—
5月末日		186	—	2.0880	—
6月末日		193	—	2.1693	—
7月末日		197	—	2.1898	—
8月末日		197	—	2.1870	—
9月末日		193	—	2.0940	—
10月末日		181	—	1.9729	—
11月末日		194	—	2.1305	—
12月末日		200	—	2.2750	—
2024年 1月末日		196	—	2.2614	—
2月末日		174	—	2.2702	—
3月末日		173	—	2.3766	—
4月末日		173	—	2.3761	—

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

2024年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4計算期間	(2014年 9月12日)	3,079	3,124	1.3735	1.3935
第5計算期間	(2015年 9月14日)	2,306	2,317	1.0629	1.0679
第6計算期間	(2016年 9月12日)	3,673	3,718	1.2331	1.2481
第7計算期間	(2017年 9月12日)	5,770	5,854	1.3868	1.4068
第8計算期間	(2018年 9月12日)	4,765	4,804	1.1985	1.2085
第9計算期間	(2019年 9月12日)	3,755	3,811	1.3587	1.3787
第10計算期間	(2020年 9月14日)	2,129	2,129	1.0142	1.0142
第11計算期間	(2021年 9月13日)	2,742	2,782	1.3904	1.4104
第12計算期間	(2022年 9月12日)	2,944	3,015	1.8730	1.9180
第13計算期間	(2023年 9月12日)	5,067	5,199	1.9177	1.9677
2023年 4月末日		3,984	—	1.8174	—
5月末日		4,192	—	1.8785	—
6月末日		4,574	—	1.9598	—
7月末日		4,801	—	1.9297	—
8月末日		5,210	—	1.9817	—
9月末日		5,179	—	1.8865	—

10月末日	4,823	—	1.7403	—
11月末日	5,204	—	1.8504	—
12月末日	5,071	—	1.8212	—
2024年 1月末日	5,439	—	1.8798	—
2月末日	5,902	—	1.9740	—
3月末日	5,612	—	1.9692	—
4月末日	5,140	—	1.8281	—

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

2024年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4計算期間	(2014年 9月12日)	1,731	1,764	1.5970	1.6270
第5計算期間	(2015年 9月14日)	1,215	1,232	1.3822	1.4022
第6計算期間	(2016年 9月12日)	917	928	1.2962	1.3112
第7計算期間	(2017年 9月12日)	866	881	1.6520	1.6820
第8計算期間	(2018年 9月12日)	1,123	1,146	1.6906	1.7256
第9計算期間	(2019年 9月12日)	862	879	1.6983	1.7333
第10計算期間	(2020年 9月14日)	554	558	1.2208	1.2308
第11計算期間	(2021年 9月13日)	628	637	1.3749	1.3949
第12計算期間	(2022年 9月12日)	911	930	1.7002	1.7352
第13計算期間	(2023年 9月12日)	552	565	1.7016	1.7416
	2023年 4月末日	793	—	1.6304	—
	5月末日	800	—	1.6659	—
	6月末日	792	—	1.6399	—
	7月末日	823	—	1.7460	—
	8月末日	597	—	1.7990	—
	9月末日	540	—	1.6389	—
	10月末日	522	—	1.5843	—
	11月末日	515	—	1.5791	—
	12月末日	330	—	1.5992	—
	2024年 1月末日	313	—	1.5505	—
	2月末日	298	—	1.6170	—
	3月末日	287	—	1.5732	—
	4月末日	279	—	1.5975	—

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

2024年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4計算期間	(2014年 9月12日)	2,955	3,033	2.0752	2.1302
第5計算期間	(2015年 9月14日)	2,244	2,311	2.1756	2.2406
第6計算期間	(2016年 9月12日)	1,641	1,683	1.9279	1.9779

第7計算期間	(2017年 9月12日)	3,356	3,439	2.0109	2.0609
第8計算期間	(2018年 9月12日)	2,672	2,733	1.7337	1.7737
第9計算期間	(2019年 9月12日)	2,020	2,071	1.7992	1.8442
第10計算期間	(2020年 9月14日)	991	1,002	1.3391	1.3541
第11計算期間	(2021年 9月13日)	945	962	1.6501	1.6801
第12計算期間	(2022年 9月12日)	841	860	1.7414	1.7814
第13計算期間	(2023年 9月12日)	679	693	1.6894	1.7244
2023年 4月末日		801	—	1.7248	—
5月末日		776	—	1.7366	—
6月末日		764	—	1.8342	—
7月末日		735	—	1.8227	—
8月末日		702	—	1.7392	—
9月末日		695	—	1.7465	—
10月末日		575	—	1.6325	—
11月末日		600	—	1.7498	—
12月末日		583	—	1.7446	—
2024年 1月末日		571	—	1.8184	—
2月末日		590	—	1.9366	—
3月末日		575	—	1.9534	—
4月末日		567	—	1.9403	—

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

2024年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間	(2014年 9月12日)	664	664	1.0006	1.0016
第6計算期間	(2015年 9月14日)	1,832	1,832	1.0011	1.0011
第7計算期間	(2016年 9月12日)	86	86	1.0012	1.0012
第8計算期間	(2017年 9月12日)	59	59	1.0009	1.0009
第9計算期間	(2018年 9月12日)	86	86	1.0006	1.0006
第10計算期間	(2019年 9月12日)	101	101	1.0005	1.0005
第11計算期間	(2020年 9月14日)	84	84	1.0002	1.0002
第12計算期間	(2021年 9月13日)	95	95	1.0000	1.0000
第13計算期間	(2022年 9月12日)	139	139	0.9999	0.9999
第14計算期間	(2023年 9月12日)	111	111	0.9994	0.9994
2023年 4月末日		84	—	0.9996	—
5月末日		73	—	0.9996	—
6月末日		73	—	0.9995	—
7月末日		72	—	0.9995	—
8月末日		71	—	0.9995	—
9月末日		112	—	0.9994	—
10月末日		121	—	0.9994	—
11月末日		115	—	0.9994	—

12月末日	113	—	0.9993	—
2024年 1月末日	106	—	0.9993	—
2月末日	104	—	0.9993	—
3月末日	123	—	0.9993	—
4月末日	231	—	0.9994	—

②分配の推移

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0200円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0400円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0350円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0650円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0600円
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0450円
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0400円
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0850円
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.1000円
第14計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月12日	0.1200円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0200円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0250円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0200円
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0250円
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0050円
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0250円
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.0400円
第14計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月12日	0.0450円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0150円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0300円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0200円
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0300円
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0250円

第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0500円
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.0600円
第14計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月12日	0.0600円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0200円
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0050円
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0200円
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0100円
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0200円
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0000円
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0200円
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.0450円
第13計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月12日	0.0500円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0200円
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0300円
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0350円
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0350円
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0100円
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0200円
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.0350円
第13計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月12日	0.0400円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0550円
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0650円
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0500円
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0500円
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0400円
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0450円
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0150円
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0300円
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.0400円
第13計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月12日	0.0350円

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

	計算期間	1口当たりの分配金
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0010円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0000円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0000円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0000円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0000円
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0000円
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0000円
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0000円
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.0000円
第14計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月12日	0.0000円

③収益率の推移

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

	計算期間	収益率
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	58.9%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	18.2%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	△0.7%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	41.2%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	△3.1%
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	△10.7%
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	△4.2%
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	54.6%
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	16.2%
第14計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月12日	18.6%
第15期（中間期）	2023年 9月13日～2024年 3月12日	16.6%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

	計算期間	収益率
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	17.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	△15.8%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	△1.1%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	15.0%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	△3.1%
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	4.1%
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	△21.5%
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	35.8%
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	21.2%

第14計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月12日	4.3%
第15期（中間期）	2023年 9月13日～2024年 3月12日	5.4%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

	計算期間	収益率
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	17.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	△16.4%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	△3.4%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	29.3%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	△6.0%
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	9.6%
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	△3.0%
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	36.5%
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	17.4%
第14計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月12日	△3.3%
第15期（中間期）	2023年 9月13日～2024年 3月12日	8.7%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

	計算期間	収益率
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	23.7%
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	△22.2%
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	17.4%
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	14.1%
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	△12.9%
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	15.0%
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	△25.4%
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	39.1%
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	37.9%
第13計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月12日	5.1%
第14期（中間期）	2023年 9月13日～2024年 3月12日	1.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

	計算期間	収益率
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	14.4%
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	△12.2%
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	△5.1%
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	29.8%

第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	4.5%
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	2.5%
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	△27.5%
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	14.3%
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	26.2%
第13計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月12日	2.4%
第14期（中間期）	2023年 9月13日～2024年 3月12日	△6.2%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

	計算期間	収益率
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	29.6%
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	8.0%
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	△9.1%
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	6.9%
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	△11.8%
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	6.4%
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	△24.7%
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	25.5%
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	8.0%
第13計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月12日	△1.0%
第14期（中間期）	2023年 9月13日～2024年 3月12日	13.6%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

	計算期間	収益率
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	△0.0%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	△0.0%
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	△0.0%
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	△0.0%
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	△0.0%
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	△0.0%
第14計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月12日	△0.1%
第15期（中間期）	2023年 9月13日～2024年 3月12日	△0.0%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）設定及び解約の実績

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	2,252,014,020	1,766,697,543	4,189,676,279
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	5,811,057,108	2,757,084,246	7,243,649,141
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	2,121,142,597	2,369,984,603	6,994,807,135
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	41,814,521,361	2,380,122,892	46,429,205,604
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	13,067,380,869	10,335,431,574	49,161,154,899
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	4,705,468,601	10,552,965,557	43,313,657,943
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	2,644,239,504	13,929,566,421	32,028,331,026
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	946,444,077	11,340,554,092	21,634,221,011
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	890,468,067	4,100,526,142	18,424,162,936
第14計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月12日	1,820,111,377	1,706,444,601	18,537,829,712
第15期（中間期）	2023年 9月13日～2024年 3月12日	12,785,540,017	1,200,299,545	30,123,070,184

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	316,019,976	1,309,729,772	1,698,653,975
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	370,257,682	672,324,884	1,396,586,773
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	103,138,191	430,095,447	1,069,629,517
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	205,795,333	368,514,201	906,910,649
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	608,974,650	549,345,370	966,539,929
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	521,389,610	324,852,824	1,163,076,715
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	100,690,568	442,667,227	821,100,056
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	39,764,201	253,809,928	607,054,329
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	73,829,775	99,473,187	581,410,917
第14計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月12日	52,986,239	135,411,347	498,985,809
第15期（中間期）	2023年 9月13日～2024年 3月12日	18,586,401	128,338,058	389,234,152

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	166,750,209	280,285,846	129,584,123
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	134,698,880	40,075,651	224,207,352
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	10,952,856	84,810,113	150,350,095
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	43,473,808	21,315,805	172,508,098
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	42,848,429	43,850,585	171,505,942
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	16,374,587	28,239,557	159,640,972
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	226,228,087	35,078,855	350,790,204
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	98,220,930	173,713,357	275,297,777
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	10,338,726	201,248,456	84,388,047
第14計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月12日	10,571,692	4,500,935	90,458,804

第15期（中間期）	2023年 9月13日～2024年 3月12日	2,205,170	19,281,167	73,382,807
-----------	-------------------------	-----------	------------	------------

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	1,117,450,429	1,678,049,247	2,242,342,709
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	1,273,773,890	1,346,083,061	2,170,033,538
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	1,414,971,456	605,530,653	2,979,474,341
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	3,300,542,142	2,118,730,174	4,161,286,309
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	2,087,655,755	2,273,261,784	3,975,680,280
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	791,315,790	2,002,710,848	2,764,285,222
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	385,329,869	1,049,976,190	2,099,638,901
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	406,945,843	534,043,543	1,972,541,201
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	514,536,135	914,794,335	1,572,283,001
第13計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月12日	1,398,578,062	328,548,904	2,642,312,159
第14期（中間期）	2023年 9月13日～2024年 3月12日	682,434,559	445,134,338	2,879,612,380

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	508,045,029	1,472,126,686	1,084,278,166
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	515,774,907	720,831,243	879,221,830
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	63,340,338	234,670,176	707,891,992
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	37,550,570	221,119,082	524,323,480
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	537,024,318	396,690,926	664,656,872
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	45,159,941	202,165,315	507,651,498
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	22,510,451	76,044,785	454,117,164
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	91,608,808	88,548,141	457,177,831
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	143,846,572	64,819,992	536,204,411
第13計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月12日	37,383,336	248,910,421	324,677,326
第14期（中間期）	2023年 9月13日～2024年 3月12日	6,688,935	147,107,930	184,258,331

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	1,242,050,772	2,126,329,233	1,424,169,546
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	452,872,580	845,506,186	1,031,535,940
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	278,216,644	458,468,161	851,284,423
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	1,188,817,023	371,018,422	1,669,083,024
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	768,776,013	896,503,148	1,541,355,889
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	311,013,721	729,282,482	1,123,087,128
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	100,315,961	483,154,786	740,248,303
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	58,756,276	226,088,708	572,915,871

第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	46,076,610	135,881,130	483,111,351
第13計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月12日	33,702,886	114,494,022	402,320,215
第14期（中間期）	2023年 9月13日～2024年 3月12日	9,713,436	110,718,065	301,315,586

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	1,129,813,378	669,295,362	663,594,032
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	2,193,521,798	1,026,171,942	1,830,943,888
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	664,628,465	2,409,076,490	86,495,863
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	190,094,251	216,953,378	59,636,736
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	745,246,922	718,572,692	86,310,966
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	113,803,494	98,680,383	101,434,077
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	136,411,284	153,806,748	84,038,613
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	267,139,804	255,962,449	95,215,968
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	223,915,736	180,042,618	139,089,086
第14計算期間	2022年 9月13日～2023年 9月12日	72,499,559	100,428,046	111,160,599
第15期（中間期）	2023年 9月13日～2024年 3月12日	269,037,225	276,279,311	103,918,513

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

《参考情報》

<更新後>



運用実績（2024年4月30日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次）



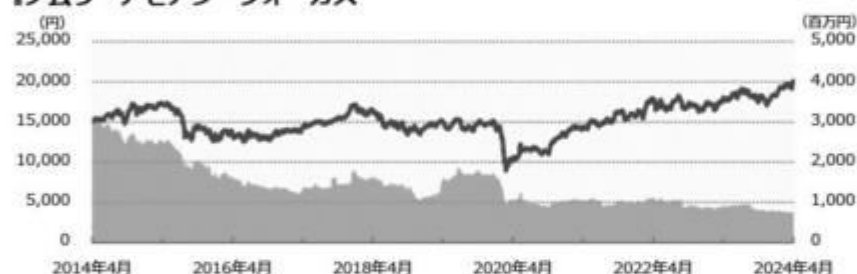
■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

■ ノムラ・印度・フォーカス

2023年9月	1,200 円
2022年9月	1,000 円
2021年9月	850 円
2020年9月	400 円
2019年9月	450 円
設定来累計	6,330 円

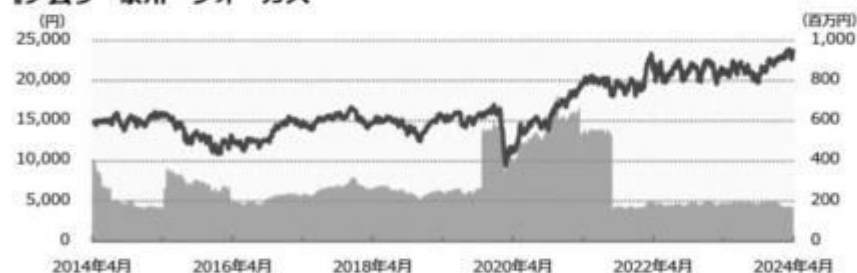
■ ノムラ・アセアン・フォーカス



■ ノムラ・アセアン・フォーカス

2023年9月	450 円
2022年9月	400 円
2021年9月	250 円
2020年9月	50 円
2019年9月	250 円
設定来累計	3,460 円

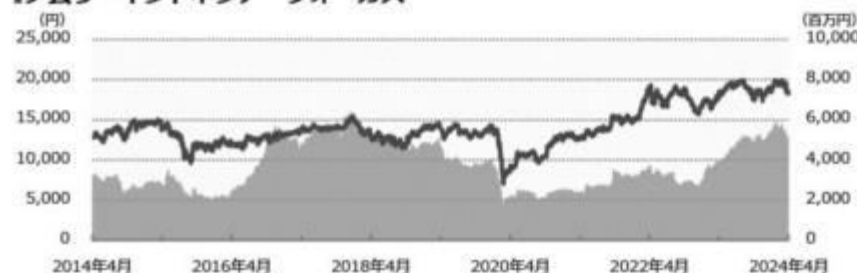
■ ノムラ・豪州・フォーカス



■ ノムラ・豪州・フォーカス

2023年9月	600 円
2022年9月	600 円
2021年9月	500 円
2020年9月	250 円
2019年9月	300 円
設定来累計	3,530 円

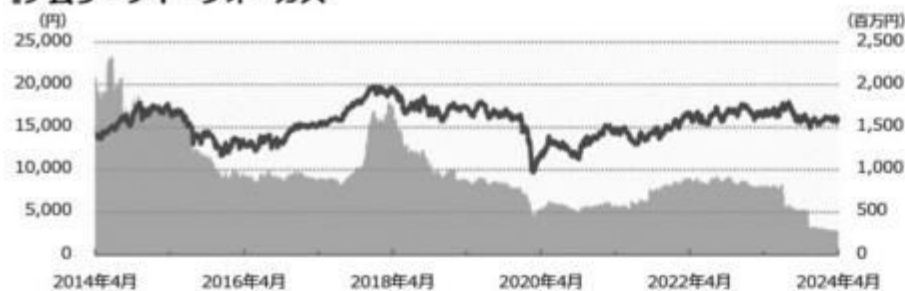
■ ノムラ・インドネシア・フォーカス



■ ノムラ・インドネシア・フォーカス

2023年9月	500 円
2022年9月	450 円
2021年9月	200 円
2020年9月	0 円
2019年9月	200 円
設定来累計	2,230 円

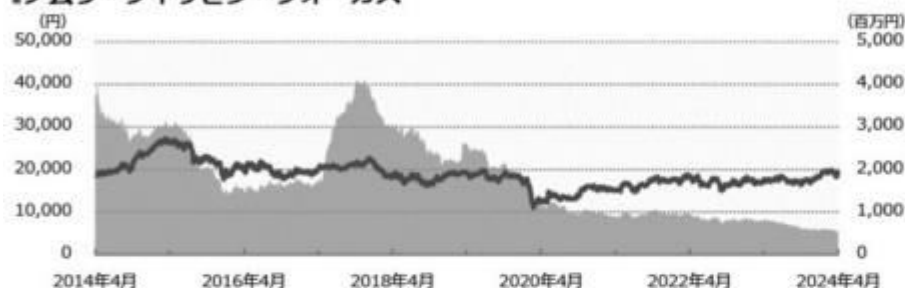
■ノムラ・タイ・フォーカス



■ノムラ・タイ・フォーカス

2023年9月	400 円
2022年9月	350 円
2021年9月	200 円
2020年9月	100 円
2019年9月	350 円
設定来累計	3,000 円

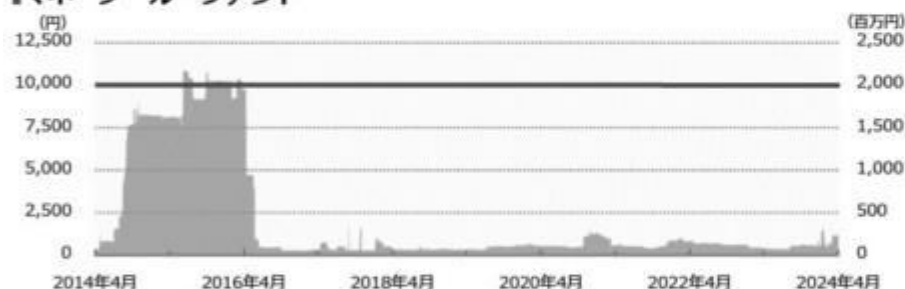
■ノムラ・フィリピン・フォーカス



■ノムラ・フィリピン・フォーカス

2023年9月	350 円
2022年9月	400 円
2021年9月	300 円
2020年9月	150 円
2019年9月	450 円
設定来累計	4,850 円

■マネーボール・ファンド



■マネーボール・ファンド

2023年9月	0 円
2022年9月	0 円
2021年9月	0 円
2020年9月	0 円
2019年9月	0 円
設定来累計	40 円

■ 主要な資産の状況

■ノムラ・印度・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	ICICI BANK LTD	銀行	6.8
2	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	6.7
3	MACROTECH DEVELOPERS LTD	不動産管理・開発	4.1
4	STATE BANK OF INDIA	銀行	3.8
5	HDFC BANK LIMITED	銀行	3.6
6	SIGNATUREGLOBAL INDIA LTD	不動産管理・開発	3.4
7	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	石油・ガス・消耗燃料	2.9
8	DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	家庭用耐久財	2.7
9	VARUN BEVERAGES LTD	飲料	2.6
10	PHOENIX MILLS LTD	不動産管理・開発	2.5

Iノムラ・アセアン・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	DBS GROUP HLDGS	銀行	9.0
2	BANK CENTRAL ASIA	銀行	8.4
3	UNITED OVERSEAS BANK	銀行	7.1
4	BANK MANDIRI	銀行	6.8
5	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	総合公益事業	5.3
6	CP ALL PCL-FOREIGN	生活必需品流通・小売り	5.0
7	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	5.0
8	BDO UNIBANK INC	銀行	4.2
9	INDOSAT TBK PT	無線通信サービス	4.0
10	RHB BANK BHD	銀行	3.5

実質的な国/地域別投資比率（上位）

順位	国/地域	投資比率（%）
1	シンガポール	30.9
2	インドネシア	22.9
3	タイ	14.6
4	マレーシア	12.6
5	フィリピン	8.8

※組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。

Iノムラ・豪州・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	RIO TINTO LTD	金属・鉱業	9.0
2	CSL LIMITED	バイオテクノロジー	8.9
3	GOODMAN GROUP	—	8.8
4	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	銀行	8.8
5	LIGHT & WONDER INC-CDI	ホテル・レストラン・レジャー	8.0
6	TREASURY WINE ESTATES LTD	飲料	8.0
7	WESTPAC BANKING CORP	銀行	6.8
8	SOUTH32 LTD	金属・鉱業	6.7
9	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	銀行	5.9
10	INCITEC PIVOT LTD	化学	5.4

Iノムラ・インドネシア・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	BANK CENTRAL ASIA	銀行	12.6
2	BANK MANDIRI	銀行	11.2
3	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	8.8
4	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	各種電気通信サービス	5.8
5	BANK NEGARA INDONESIA PT	銀行	4.7
6	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	生活必需品流通・小売り	4.3
7	INDOSAT TBK PT	無線通信サービス	3.6
8	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	コングロマリット	3.3
9	CISARUA MOUNTAIN DAIRY PT TB	食品	3.0
10	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	運送インフラ	3.0

Ⅰノムラ・タイ・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（％）
1	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	9.2
2	CP ALL PCL-FOREIGN	生活必需品流通・小売り	9.1
3	TMBTHANACHART BANK PCL-FOREIGN	銀行	6.9
4	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	6.5
5	CENTRAL PATTANA(F)	不動産管理・開発	6.2
6	ADVANCED INFO SERVICE (F)	無線通信サービス	6.0
7	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	5.8
8	MOSHI MOSHI RETAIL C-FOREIGN	専門小売り	4.7
9	BANGCHAK CORP PCL-FOREIGN	石油・ガス・消耗燃料	4.6
10	SIAM CEMENT PUBLIC (F)	建設資材	3.8

Ⅰノムラ・フィリピン・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（％）
1	BDO UNIBANK INC	銀行	17.5
2	SM PRIME HOLDINGS INC	不動産管理・開発	12.4
3	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	運送インフラ	11.3
4	BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	銀行	9.3
5	SM INVESTMENTS CORP	コングロマリット	9.0
6	AYALA LAND INC	不動産管理・開発	7.8
7	UNIVERSAL ROBINA CORP	食品	7.7
8	METROPOLITAN BANK & TRUST	銀行	6.8
9	AYALA CORPORATION	コングロマリット	4.5
10	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	ホテル・レストラン・レジャー	4.4

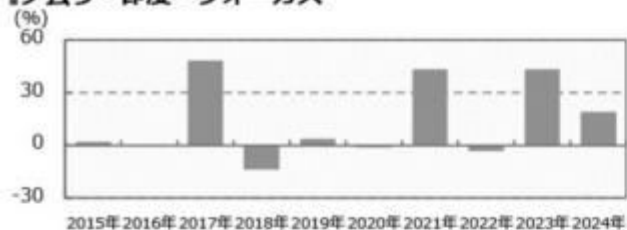
Ⅰマネーボール・ファンド

実質的な銘柄別投資比率（上位）

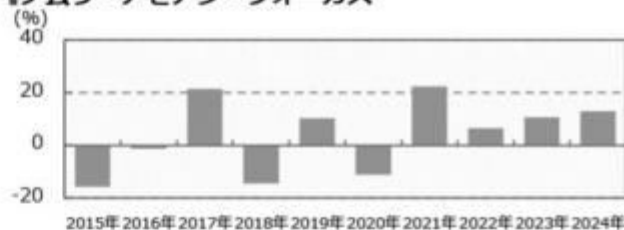
順位	銘柄	種類	投資比率（％）
1	日本政策投資銀行社債 政府保証第48回	特殊債券	3.1
2	横浜市 公募（20年）第3回	地方債証券	1.9
3	政保 地方公共団体金融機構債券 第62回	特殊債券	1.3
4	静岡県 公募（5年）令和元年度第6回	地方債証券	1.0
5	しんきん中金債券 利付第356回	特殊債券	1.0
6	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第222回	特殊債券	0.6
7	大阪市 公募令和元年度第1回	地方債証券	0.6
8	愛知県 公募平成26年度第6回	地方債証券	0.4
9	兵庫県 公募（12年）第1回	地方債証券	0.2
10	神奈川県 公募第208回	地方債証券	0.2

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）

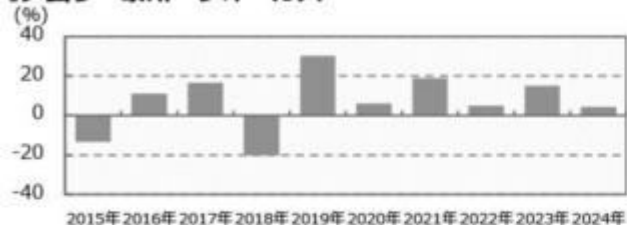
■ ノムラ・印度・フォーカス



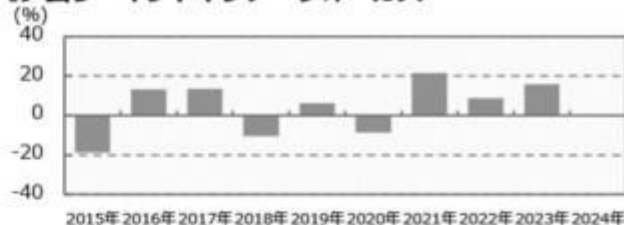
■ ノムラ・アセアン・フォーカス



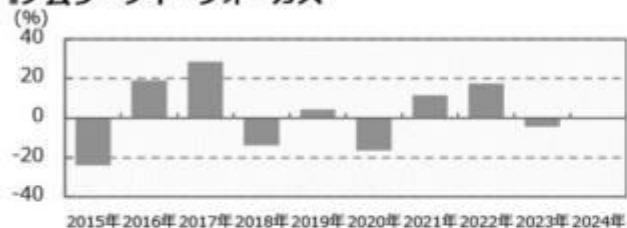
■ ノムラ・豪州・フォーカス



■ ノムラ・インドネシア・フォーカス



■ ノムラ・タイ・フォーカス



■ ノムラ・フィリピン・フォーカス



■ マネーボール・ファンド



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・「マネーボール・ファンド」にベンチマークはありません。
- ・2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(2) 申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 申込不可日

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。

ノムラ・印度・フォーカス	： 申込日当日が、インドのナショナル証券取引所の休場日と同日付の場合。
ノムラ・アセアン・フォーカス	： 申込日当日が、シンガポール証券取引所またはマレーシア証券取引所の休場日と同日付の場合。
ノムラ・豪州・フォーカス	： 申込日当日が、オーストラリア証券取引所の休場日（半休日を含みます。）と同日付の場合。
ノムラ・インドネシア・フォーカス	： ・ 申込日当日がインドネシア証券取引所の休場日と同日付の場合 ・ インドネシアの連休等で、取得、換金の申込みの受付を行わないものとして委託者が指定する日
ノムラ・タイ・フォーカス	： 申込日当日がタイ証券取引所の休場日と同日付の場合
ノムラ・フィリピン・フォーカス	： 申込日当日がフィリピン証券取引所の休場日と同日付の場合

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

(4) 購入コース

分配金を受取る「一般コース」と、分配金が再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。

（なお、「マネープール・ファンド」は、スイッチング以外による取得申込みはできません。）

(5) 販売単位

1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(6) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(7) 申込代金の支払い

取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(8)スイッチング

「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成するファンド間で、スイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）

(9)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約[※]を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(10)申込受け付けの中止および取り消し

各ファンド（「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」を除く）については、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを取り消す場合があります。

「ノムラ・豪州・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを取り消す場合があります。

(11)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(2)申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（注）2024年11月5日以降は以下に変更となる予定です。

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)申込不可日

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。

ノムラ・印度・フォーカス	： 申込日当日が、インドのナショナル証券取引所の休場日と同日付の場合。
ノムラ・アセアン・フォーカス	： 申込日当日が、シンガポール証券取引所またはマレーシア証券取引所の休場日と同日付の場合。
ノムラ・豪州・フォーカス	： 申込日当日が、オーストラリア証券取引所の休場日（半休日を含みます。）と同日付の場合。
ノムラ・インドネシア・フォーカス	： ・申込日当日がインドネシア証券取引所の休場日と同日付の場合 ・インドネシアの連休等で、取得、換金の申込みの受付を行なわないものとして委託者が指定する日
ノムラ・タイ・フォーカス	： 申込日当日がタイ証券取引所の休場日と同日付の場合
ノムラ・フィリピン・フォーカス	： 申込日当日がフィリピン証券取引所の休場日と同日付の場合

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

(4)購入コース

分配金を受取る「一般コース」と、分配金が再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。

（なお、「マネープール・ファンド」は、スイッチング以外による取得申込みはできません。）

(5)販売単位

1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(6)販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(7)申込代金の支払い

取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(8)スイッチング

「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成するファンド間で、スイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）

(9)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約[※]を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(10)申込受け付けの中止および取り消し

各ファンド（「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」を除く）については、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを取り消す場合があります。

「ノムラ・豪州・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを取り消す場合があります。

(11)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 換金（解約）手続等

<訂正前>

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(3)申込不可日

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として換金の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4)換金単位

1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5)換金価額

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）については、換金の申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額、「マネープール・ファンド」については、換金の申込み日の翌営業日の基準価額となります。

(6)換金制限

「ノムラ・印度・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件3億円を超える一部解約は行なえません。「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。

「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件1億円を超える一部解約は行なえません。また、各ファンドおよびマネープール・ファンドにおいて、別途、換金制限を設ける場合があります。

(7)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

ただし、「ノムラ・印度・フォーカス」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

各ファンド（「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」を除く）については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

「ノムラ・豪州・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとしします。

(9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までには解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

（注）2024年11月5日以降は以下に変更となる予定です。

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)申込不可日

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として換金の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4)換金単位

1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5)換金価額

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）については、換金の申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額、「マネープール・ファンド」については、換金の申込み日の翌営業日の基準価額となります。

(6)換金制限

「ノムラ・印度・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件3億円を超える一部解約は行なえません。「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件1億円を超える一部解約は行なえません。また、各ファンドおよびマネープール・ファンドにおいて、別途、換金制限を設ける場合があります。

(7)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

ただし、「ノムラ・印度・フォーカス」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停

止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

各ファンド（「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」を除く）については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

「ノムラ・豪州・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとしします。

(9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

第3【ファンドの経理状況】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）
 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）
 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）
 ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期中間計算期間(2023年9月13日から2024年3月12日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）
 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）
 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期中間計算期間(2023年9月13日から2024年3月12日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）

（1）中間貸借対照表

(単位：円)		
	第14期 (2023年 9月12日現在)	第15期中間計算期間末 (2024年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,955,701,741	1,237,638,935
親投資信託受益証券	62,597,277,710	118,623,850,038
未収入金	21,373,045	-
流動資産合計	65,574,352,496	119,861,488,973
資産合計	65,574,352,496	119,861,488,973
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,224,539,565	-
未払解約金	102,528,160	138,458,909
未払受託者報酬	15,023,586	24,575,025
未払委託者報酬	510,801,824	835,550,743
未払利息	4,947	444
その他未払費用	901,348	1,474,442
流動負債合計	2,853,799,430	1,000,059,563
負債合計	2,853,799,430	1,000,059,563
純資産の部		
元本等		
元本	18,537,829,712	30,123,070,184
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	44,182,723,354	88,738,359,226
（分配準備積立金）	22,069,078,146	20,989,679,120
元本等合計	62,720,553,066	118,861,429,410
純資産合計	62,720,553,066	118,861,429,410
負債純資産合計	65,574,352,496	119,861,488,973

（2）中間損益及び剰余金計算書

	第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	第15期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	△4,850,026,033	15,012,618,884
営業収益合計	△4,850,026,033	15,012,618,884
営業費用		
支払利息	60,492	59,739
受託者報酬	13,614,255	24,575,025
委託者報酬	462,884,653	835,550,743
その他費用	816,792	1,474,442
営業費用合計	477,376,192	861,659,949
営業利益又は営業損失（△）	△5,327,402,225	14,150,958,935
経常利益又は経常損失（△）	△5,327,402,225	14,150,958,935
中間純利益又は中間純損失（△）	△5,327,402,225	14,150,958,935
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△123,965,638	192,647,600
期首剰余金又は期首欠損金（△）	35,991,120,466	44,182,723,354
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,642,078,800	33,460,481,504
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,642,078,800	33,460,481,504
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,731,267,171	2,863,156,967
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,731,267,171	2,863,156,967
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	30,698,495,508	88,738,359,226

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2023年 9月13日から2024年 3月12日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第14期 2023年 9月12日現在	第15期中間計算期間末 2024年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 18,537,829,712口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 30,123,070,184口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.3834円 (10,000口当たり純資産額) (33,834円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.9459円 (10,000口当たり純資産額) (39,459円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	第15期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日
1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村インド株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 94,841,102円	1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村インド株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 170,499,184円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第14期 2023年 9月12日現在	第15期中間計算期間末 2024年 3月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
---	---

（その他の注記）

1 元本の移動

第14期 自 2022年 9月13日 至 2023年 9月12日		第15期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日	
期首元本額	18,424,162,936円	期首元本額	18,537,829,712円
期中追加設定元本額	1,820,111,377円	期中追加設定元本額	12,785,540,017円
期中一部解約元本額	1,706,444,601円	期中一部解約元本額	1,200,299,545円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

（1）中間貸借対照表

（単位：円）

	第14期 (2023年 9月12日現在)	第15期中間計算期間末 (2024年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	32,627,800	10,526,562
親投資信託受益証券	907,877,884	746,466,516
未収入金	-	3,367,767
流動資産合計	940,505,684	760,360,845
資産合計	940,505,684	760,360,845
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	22,454,361	-
未払解約金	109,640	5,130,691
未払受託者報酬	249,363	219,584
未払委託者報酬	7,979,553	7,026,535
未払利息	54	3
その他未払費用	14,901	13,117
流動負債合計	30,807,872	12,389,930
負債合計	30,807,872	12,389,930
純資産の部		
元本等		
元本	498,985,809	389,234,152
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	410,712,003	358,736,763
（分配準備積立金）	143,026,057	107,767,289
元本等合計	909,697,812	747,970,915
純資産合計	909,697,812	747,970,915
負債純資産合計	940,505,684	760,360,845

（2）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	第15期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	△44,728,269	47,483,771
営業収益合計	△44,728,269	47,483,771

	第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	第15期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日
営業費用		
支払利息	888	568
受託者報酬	241,769	219,584
委託者報酬	7,736,630	7,026,535
その他費用	14,445	13,117
営業費用合計	7,993,732	7,259,804
営業利益又は営業損失（△）	△52,722,001	40,223,967
経常利益又は経常損失（△）	△52,722,001	40,223,967
中間純利益又は中間純損失（△）	△52,722,001	40,223,967
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△9,976,221	2,451,408
期首剰余金又は期首欠損金（△）	460,095,421	410,712,003
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,534,753	15,324,072
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,534,753	15,324,072
剰余金減少額又は欠損金増加額	86,699,806	105,071,871
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	86,699,806	105,071,871
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	354,184,588	358,736,763

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2023年 9月13日から2024年 3月12日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第14期 2023年 9月12日現在	第15期中間計算期間末 2024年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 498,985,809口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 389,234,152口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8231円 (10,000口当たり純資産額) (18,231円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9216円 (10,000口当たり純資産額) (19,216円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	第15期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日
1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村アセアン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 1,505,831円	1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村アセアン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 1,356,921円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第14期 2023年 9月12日現在	第15期中間計算期間末 2024年 3月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありせん。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありせん。
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法

親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
---	---

（その他の注記）

1 元本の移動

第14期 自 2022年 9月13日 至 2023年 9月12日	第15期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日
期首元本額 581,410,917円	期首元本額 498,985,809円
期中追加設定元本額 52,986,239円	期中追加設定元本額 18,586,401円
期中一部解約元本額 135,411,347円	期中一部解約元本額 128,338,058円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

（1）中間貸借対照表

（単位：円）

	第14期 (2023年 9月12日現在)	第15期中間計算期間末 (2024年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,440,695	1,963,323
親投資信託受益証券	188,779,774	166,508,514
流動資産合計	196,220,469	168,471,837
資産合計	196,220,469	168,471,837
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,427,528	-
未払解約金	-	11,411
未払受託者報酬	52,497	52,212
未払委託者報酬	1,574,782	1,566,190
未払利息	12	-
その他未払費用	3,090	3,072
流動負債合計	7,057,909	1,632,885
負債合計	7,057,909	1,632,885
純資産の部		
元本等		
元本	90,458,804	73,382,807
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	98,703,756	93,456,145
（分配準備積立金）	51,729,837	41,050,155
元本等合計	189,162,560	166,838,952
純資産合計	189,162,560	166,838,952
負債純資産合計	196,220,469	168,471,837

（2）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	第15期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	△2,521,274	17,894,417
営業収益合計	△2,521,274	17,894,417
営業費用		
支払利息	104	32
受託者報酬	51,161	52,212
委託者報酬	1,534,765	1,566,190

	第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	第15期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日
その他費用	3,003	3,072
営業費用合計	1,589,033	1,621,506
営業利益又は営業損失（△）	△4,110,307	16,272,911
経常利益又は経常損失（△）	△4,110,307	16,272,911
中間純利益又は中間純損失（△）	△4,110,307	16,272,911
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△154,806	2,992,010
期首剰余金又は期首欠損金（△）	103,315,008	98,703,756
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,951,391	2,423,299
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,951,391	2,423,299
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,145,080	20,951,811
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,145,080	20,951,811
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	104,165,818	93,456,145

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2023年 9月13日から2024年 3月12日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第14期 2023年 9月12日現在	第15期中間計算期間末 2024年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 90,458,804口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 73,382,807口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.0911円 (10,000口当たり純資産額) (20,911円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.2735円 (10,000口当たり純資産額) (22,735円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	第15期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日
1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村豪州株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。 なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 300,489円	1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村豪州株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。 なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 303,792円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第14期 2023年 9月12日現在	第15期中間計算期間末 2024年 3月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありせん。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありせん。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

1 元本の移動

第14期 自 2022年 9月13日 至 2023年 9月12日		第15期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日	
期首元本額	84,388,047円	期首元本額	90,458,804円
期中追加設定元本額	10,571,692円	期中追加設定元本額	2,205,170円
期中一部解約元本額	4,500,935円	期中一部解約元本額	19,281,167円

2 デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

（1）中間貸借対照表

（単位：円）

	第13期 (2023年 9月12日現在)	第14期中間計算期間末 (2024年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	187,198,815	81,400,098
親投資信託受益証券	5,057,102,920	5,594,608,554
流動資産合計	5,244,301,735	5,676,008,652
資産合計	5,244,301,735	5,676,008,652
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	132,115,607	-
未払解約金	5,246,624	22,640,579
未払受託者報酬	1,200,884	1,438,957
未払委託者報酬	38,428,126	46,046,380
未払利息	313	29
その他未払費用	71,988	86,280
流動負債合計	177,063,542	70,212,225
負債合計	177,063,542	70,212,225
純資産の部		
元本等		
元本	2,642,312,159	2,879,612,380
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	2,424,926,034	2,726,184,047
（分配準備積立金）	816,890,650	702,440,608
元本等合計	5,067,238,193	5,605,796,427
純資産合計	5,067,238,193	5,605,796,427
負債純資産合計	5,244,301,735	5,676,008,652

（2）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第13期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	第14期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	△203,650,416	147,175,378
営業収益合計	△203,650,416	147,175,378
営業費用		
支払利息	4,419	4,293
受託者報酬	804,776	1,438,957
委託者報酬	25,752,871	46,046,380
その他費用	48,226	86,280
営業費用合計	26,610,292	47,575,910
営業利益又は営業損失（△）	△230,260,708	99,599,468
経常利益又は経常損失（△）	△230,260,708	99,599,468
中間純利益又は中間純損失（△）	△230,260,708	99,599,468

	第13期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	第14期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△10,987,185	△3,845,217
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,372,560,344	2,424,926,034
剰余金増加額又は欠損金減少額	593,841,577	599,517,776
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	593,841,577	599,517,776
剰余金減少額又は欠損金増加額	153,020,838	401,704,448
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	153,020,838	401,704,448
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,594,107,560	2,726,184,047

（3）中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの中間計算期間は、2023年 9月13日から2024年 3月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第13期 2023年 9月12日現在	第14期中間計算期間末 2024年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,642,312,159口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 2,879,612,380口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9177円 (10,000口当たり純資産額) (19,177円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9467円 (10,000口当たり純資産額) (19,467円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第13期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	第14期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日
1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村インドネシア株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 5,042,900円	1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村インドネシア株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 8,906,931円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第13期 2023年 9月12日現在	第14期中間計算期間末 2024年 3月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

1 元本の移動

第13期 自 2022年 9月13日 至 2023年 9月12日	第14期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日
期首元本額 1,572,283,001円	期首元本額 2,642,312,159円
期中追加設定元本額 1,398,578,062円	期中追加設定元本額 682,434,559円

期中一部解約元本額

328,548,904円期中一部解約元本額

445,134,338円

2 デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

（１）中間貸借対照表

(単位：円)		
	第13期 (2023年 9月12日現在)	第14期中間計算期間末 (2024年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,424,532	4,928,672
親投資信託受益証券	551,377,408	293,432,050
流動資産合計	572,801,940	298,360,722
資産合計	572,801,940	298,360,722
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,987,093	-
未払解約金	413,040	562,471
未払受託者報酬	209,304	114,060
未払委託者報酬	6,697,579	3,649,910
未払利息	35	1
その他未払費用	12,498	6,784
流動負債合計	20,319,549	4,333,226
負債合計	20,319,549	4,333,226
純資産の部		
元本等		
元本	324,677,326	184,258,331
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	227,805,065	109,769,165
（分配準備積立金）	35,867,059	20,687,386
元本等合計	552,482,391	294,027,496
純資産合計	552,482,391	294,027,496
負債純資産合計	572,801,940	298,360,722

（２）中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)		
	第13期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	第14期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	△15,962,199	△35,932,695
営業収益合計	△15,962,199	△35,932,695
営業費用		
支払利息	903	236
受託者報酬	233,300	114,060
委託者報酬	7,465,619	3,649,910
その他費用	13,938	6,784
営業費用合計	7,713,760	3,770,990
営業利益又は営業損失（△）	△23,675,959	△39,703,685
経常利益又は経常損失（△）	△23,675,959	△39,703,685
中間純利益又は中間純損失（△）	△23,675,959	△39,703,685
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△260,566	△19,522,554
期首剰余金又は期首欠損金（△）	375,472,439	227,805,065
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,585,877	4,563,932
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,585,877	4,563,932

	第13期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	第14期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日
剰余金減少額又は欠損金増加額	45,668,573	102,418,701
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	45,668,573	102,418,701
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	317,974,350	109,769,165

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2023年 9月13日から2024年 3月12日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第13期 2023年 9月12日現在	第14期中間計算期間末 2024年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 324,677,326口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 184,258,331口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7016円 (10,000口当たり純資産額) (17,016円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5957円 (10,000口当たり純資産額) (15,957円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	第14期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日
1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村タイ株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。 なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 1,453,336円	1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村タイ株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。 なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 703,247円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第13期 2023年 9月12日現在	第14期中間計算期間末 2024年 3月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1 元本の移動

第13期 自 2022年 9月13日 至 2023年 9月12日	第14期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日
期首元本額 536,204,411円	期首元本額 324,677,326円
期中追加設定元本額 37,383,336円	期中追加設定元本額 6,688,935円
期中一部解約元本額 248,910,421円	期中一部解約元本額 147,107,930円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)		
	第13期 (2023年 9月12日現在)	第14期中間計算期間末 (2024年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22,286,681	6,603,494
親投資信託受益証券	678,308,303	577,274,934
未収入金	3,606,341	4,499,108
流動資産合計	704,201,325	588,377,536
資産合計	704,201,325	588,377,536
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	14,081,207	-
未払解約金	3,467,843	4,423,864
未払受託者報酬	210,954	166,820
未払委託者報酬	6,750,445	5,338,390
未払利息	37	2
その他未払費用	12,597	9,946
流動負債合計	24,523,083	9,939,022
負債合計	24,523,083	9,939,022
純資産の部		
元本等		
元本	402,320,215	301,315,586
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	277,358,027	277,122,928
（分配準備積立金）	363,192	511,355
元本等合計	679,678,242	578,438,514
純資産合計	679,678,242	578,438,514
負債純資産合計	704,201,325	588,377,536

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)		
	第13期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	第14期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	4,605,368	79,603,023
営業収益合計	4,605,368	79,603,023
営業費用		
支払利息	795	364
受託者報酬	218,491	166,820
委託者報酬	6,991,557	5,338,390
その他費用	13,047	9,946
営業費用合計	7,223,890	5,515,520
営業利益又は営業損失（△）	△2,618,522	74,087,503
経常利益又は経常損失（△）	△2,618,522	74,087,503
中間純利益又は中間純損失（△）	△2,618,522	74,087,503
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△657,723	5,169,579
期首剰余金又は期首欠損金（△）	358,179,051	277,358,027
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,890,899	6,947,123
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,890,899	6,947,123
剰余金減少額又は欠損金増加額	30,249,584	76,100,146
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	30,249,584	76,100,146
分配金	-	-

第13期中間計算期間
自 2022年 9月13日
至 2023年 3月12日

第14期中間計算期間
自 2023年 9月13日
至 2024年 3月12日

中間剰余金又は中間欠損金（△）

344,859,567

277,122,928

（3）中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2023年 9月13日から2024年 3月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第13期 2023年 9月12日現在	第14期中間計算期間末 2024年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 402,320,215口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 301,315,586口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6894円 (10,000口当たり純資産額) (16,894円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9197円 (10,000口当たり純資産額) (19,197円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第13期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	第14期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日
1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村フィリピン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 1,362,811円	1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村フィリピン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 1,031,111円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第13期 2023年 9月12日現在	第14期中間計算期間末 2024年 3月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありせん。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありせん。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

1 元本の移動

第13期 自 2022年 9月13日 至 2023年 9月12日	第14期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日
期首元本額 483,111,351円	期首元本額 402,320,215円
期中追加設定元本額 33,702,886円	期中追加設定元本額 9,713,436円
期中一部解約元本額 114,494,022円	期中一部解約元本額 110,718,065円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

（1）中間貸借対照表

	第14期 (2023年 9月12日現在)	第15期中間計算期間末 (2024年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,799,953	2,472,511
親投資信託受益証券	108,298,026	101,616,925
流動資産合計	111,097,979	104,089,436
資産合計	111,097,979	104,089,436
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	239,996
未払受託者報酬	28	40
未払委託者報酬	381	664
未払利息	4	-
流動負債合計	413	240,700
負債合計	413	240,700
純資産の部		
元本等		
元本	111,160,599	103,918,513
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△63,033	△69,777
（分配準備積立金）	378,398	69,122
元本等合計	111,097,566	103,848,736
純資産合計	111,097,566	103,848,736
負債純資産合計	111,097,979	104,089,436

（２）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	第15期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	△20,965	△11,101
その他収益	93	-
営業収益合計	△20,872	△11,101
営業費用		
支払利息	830	536
受託者報酬	32	40
委託者報酬	629	664
営業費用合計	1,491	1,240
営業利益又は営業損失（△）	△22,363	△12,341
経常利益又は経常損失（△）	△22,363	△12,341
中間純利益又は中間純損失（△）	△22,363	△12,341
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△4,336	△12,165
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△17,504	△63,033
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,493	179,473
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,493	179,473
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,334	186,041
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,334	186,041
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△29,372	△69,777

（３）中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券

2.費用・収益の計上基準	基準価額で評価しております。 有価証券売買等損益
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	約定日基準で計上しております。
4.その他	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 当ファンドの中間計算期間は、2023年 9月13日から2024年 3月12日までとなっております。

第14期 2023年 9月12日現在		第15期中間計算期間末 2024年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	111,160,599口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	103,918,513口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額		2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	63,033円	元本の欠損	69,777円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9994円	1口当たり純資産額	0.9993円
(10,000口当たり純資産額)	(9,994円)	(10,000口当たり純資産額)	(9,993円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）
該当事項はありません。
（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

第14期 2023年 9月12日現在		第15期中間計算期間末 2024年 3月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありせん。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありせん。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

第14期 自 2022年 9月13日 至 2023年 9月12日		第15期中間計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日	
期首元本額	139,089,086円	期首元本額	111,160,599円
期中追加設定元本額	72,499,559円	期中追加設定元本額	269,037,225円
期中一部解約元本額	100,428,046円	期中一部解約元本額	276,279,311円
2 デリバティブ取引関係			
該当事項はありません。			

（参考）
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）」は「野村インド株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）」は「野村アセアン株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）」は「野村豪州株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）」は「野村インドネシア株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）」は「野村タイ株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）」は「野村フィリピン株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（マネーパール・ファンド）」は「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村インド株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2024年 3月12日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	9,733,046,904
コール・ローン	5,774,396,220
株式	110,264,562,719

(2024年 3月12日現在)

流動資産合計	125,772,005,843
資産合計	125,772,005,843
負債の部	
流動負債	
未払金	2,500,453,486
未払利息	2,072
外国税引当金	4,647,291,544
流動負債合計	7,147,747,102
負債合計	7,147,747,102
純資産の部	
元本等	
元本	15,492,007,423
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	103,132,251,318
元本等合計	118,624,258,741
純資産合計	118,624,258,741
負債純資産合計	125,772,005,843

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 引当金の計上基準	外国税引当金 将来発生する可能性のあるキャピタルゲイン税の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。
4. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2024年 3月12日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	7.6571円
(10,000口当たり純資産額)	(76,571円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024年 3月12日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 3月12日現在

期首	2023年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	9,627,684,289円
同期中における追加設定元本額	5,967,492,094円
同期中における一部解約元本額	103,168,960円
期末元本額	15,492,007,423円
期末元本額の内訳*	

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

15,492,007,423円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

野村アセアン株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2024年 3月12日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	11,398,580
コール・ローン	9,366,291
株式	728,287,523
未収配当金	770,707
流動資産合計	749,823,101
資産合計	749,823,101
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,367,767
未払利息	3
流動負債合計	3,367,770
負債合計	3,367,770
純資産の部	
元本等	
元本	234,420,914
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	512,034,417
元本等合計	746,455,331
純資産合計	746,455,331
負債純資産合計	749,823,101

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2024年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.1843円
(10,000口当たり純資産額)	(31,843円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024年 3月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	

2024年 3月12日現在

2. 時価の算定方法

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 3月12日現在

期首	2023年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	303,313,472円
同期中における追加設定元本額	7,407,323円
同期中における一部解約元本額	76,299,881円
期末元本額	234,420,914円
期末元本額の内訳＊	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）	234,420,914円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

野村豪州株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（2024年 3月12日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	357,359
コール・ローン	1,008,765
株式	148,368,157
投資証券	14,622,089
派生商品評価勘定	886
未収入金	4,503,988
未収配当金	1,603,533
流動資産合計	170,464,777
資産合計	170,464,777
負債の部	
流動負債	
未払金	3,955,363
流動負債合計	3,955,363
負債合計	3,955,363
純資産の部	
元本等	
元本	46,758,920
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	119,750,494
元本等合計	166,509,414
純資産合計	166,509,414
負債純資産合計	170,464,777

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
--------------------	---

2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2024年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3,5610円
(10,000口当たり純資産額)	(35,610円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024年 3月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。	
②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 3月12日現在	
期首	2023年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	58,148,706円
同期中における追加設定元本額	1,367,554円
同期中における一部解約元本額	12,757,340円
期末元本額	46,758,920円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）	46,758,920円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

野村インドネシア株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年 3月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	5
コール・ローン	140,038,300
株式	5,454,606,022
流動資産合計	5,594,644,327
資産合計	5,594,644,327
負債の部	

(2024年 3月12日現在)

流動負債	
未払利息	50
流動負債合計	50
負債合計	50
純資産の部	
元本等	
元本	1,971,807,195
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,622,837,082
元本等合計	5,594,644,277
純資産合計	5,594,644,277
負債純資産合計	5,594,644,327

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
	為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2024年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.8373円
(10,000口当たり純資産額)	(28,373円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024年 3月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 3月12日現在	
期首	2023年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	1,825,010,076円
同期中における追加設定元本額	370,324,018円
同期中における一部解約元本額	223,526,899円
期末元本額	1,971,807,195円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）	1,971,807,195円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

野村タイ株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2024年 3月12日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	13,911,920
コール・ローン	3,693,623
株式	273,042,900
未収配当金	2,781,416
流動資産合計	293,429,859
資産合計	293,429,859
負債の部	
流動負債	
未払利息	1
流動負債合計	1
負債合計	1
純資産の部	
元本等	
元本	119,358,953
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	174,070,905
元本等合計	293,429,858
純資産合計	293,429,858
負債純資産合計	293,429,859

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売相場仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2024年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.4584円
(10,000口当たり純資産額)	(24,584円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024年 3月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 3月12日現在	
期首	2023年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	212,255,999円
同期中における追加設定元本額	4,224,672円
同期中における一部解約元本額	97,121,718円
期末元本額	119,358,953円
期末元本額の内訳＊	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）	119,358,953円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

野村フィリピン株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2024年 3月12日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	5,647,910
コール・ローン	13,300,430
株式	560,816,612
未収配当金	2,009,530
流動資産合計	581,774,482
資産合計	581,774,482
負債の部	
流動負債	
未払解約金	4,499,108
未払利息	4
流動負債合計	4,499,112
負債合計	4,499,112
純資産の部	
元本等	
元本	180,432,248
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	396,843,122
元本等合計	577,275,370
純資産合計	577,275,370
負債純資産合計	581,774,482

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2024年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	

2024年 3月12日現在	
1口当たり純資産額	3.1994円
(10,000口当たり純資産額)	(31,994円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024年 3月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 3月12日現在	
期首	2023年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	243,225,869円
同期中における追加設定元本額	5,867,471円
同期中における一部解約元本額	68,661,092円
期末元本額	180,432,248円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）	180,432,248円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年 3月12日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,451,021,444
地方債証券	120,046,779
特殊債券	102,118,512
未収利息	136,209
前払費用	191,158
流動資産合計	6,673,514,102
資産合計	6,673,514,102
負債の部	
流動負債	
未払金	10,031,300
未払利息	2,315
流動負債合計	10,033,615
負債合計	10,033,615
純資産の部	
元本等	
元本	6,536,607,844
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	126,872,643
元本等合計	6,663,480,487
純資産合計	6,663,480,487
負債純資産合計	6,673,514,102

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
--------------------	--

2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2024年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0194円
(10,000口当たり純資産額)	(10,194円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024年 3月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
地方債証券、特殊債券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 3月12日現在	
期首	2023年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	5,131,182,921円
同期中における追加設定元本額	12,592,573,020円
同期中における一部解約元本額	11,187,148,097円
期末元本額	6,536,607,844円
期末元本額の内訳*	
野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）	1,722,429,011円
ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）	99,683,074円
ネクストコア	2,282,012円
野村世界高金利通貨投信	34,318,227円
野村新世界高金利通貨投信	982,608円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型	982,607円
野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,260円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円

2024年 3月12日現在	
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	9,826円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	98,261円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,834円
野村アジアC B投信（毎月分配型）	982,608円
野村グローバルC B投信（円コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信（円コース）年2回決算型	984,543円
野村グローバルC B投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,543円
野村グローバルC B投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,543円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA向け）	10,000円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年2回決算型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年2回決算型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	984,252円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982,608円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	98,261円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98,261円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（円コース）年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	983,768円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年2回決算型	983,672円
野村テンプレトン・トータル・リターン Aコース	983,381円
野村テンプレトン・トータル・リターン Bコース	98,261円

2024年 3月12日現在	
野村テンブルトン・トータル・リターン Cコース	983,381円
野村テンブルトン・トータル・リターン Dコース	983,381円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,262円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,261円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	983,091円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型	491,401円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）年2回決算型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,608円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,415円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,029円
野村カルミニャック・ファンド Aコース	981,547円
野村カルミニャック・ファンド Bコース	981,547円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）毎月分配型	177,539円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	398,357円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）毎月分配型	626,503円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）年2回決算型	132,547円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	100,946円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）年2回決算型	373,897円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451円
野村エマージング債券プレミアム年2回決算型	981,451円
ノムラ THE USA Aコース	981,258円
ノムラ THE USA Bコース	981,258円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,809円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）年2回決算型	9,809円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,808円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,808円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,807円
野村グローバルボンド投信 Aコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,805円

2024年 3月12日現在	
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,805円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）毎月分配型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）年2回決算型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）年2回決算型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）年2回決算型	9,803円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA・EW向け）	9,801円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド（野村SMA・EW向け）	9,801円
グローバル・ストック Aコース	97,953円
グローバル・ストック Bコース	979,528円
グローバル・ストック Cコース	97,953円
グローバル・ストック Dコース	116,529円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）毎月分配型	9,797円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Aコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Bコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Cコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Dコース	9,797円
（年3%目標払出）のむラップ・ファンド（普通型）	98,001円
（年6%目標払出）のむラップ・ファンド（普通型）	98,001円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Aコース	98,011円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Bコース	98,011円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Aコース	98,020円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Bコース	98,020円
マイライフ・エール（資産成長型）	98,049円
マイライフ・エール（年2%目標払出型）	98,049円
マイライフ・エール（年6%目標払出型）	98,049円
野村PIMCO・トレンド戦略ファンド Aコース	98,059円
野村PIMCO・トレンド戦略ファンド Bコース	98,059円
ウエリントン・企業価値共創世界株ファンド Aコース	98,078円
ウエリントン・企業価値共創世界株ファンド Bコース	98,078円
野村PIMCO・トレンド戦略ファンド（米ドル売り円買い）（野村SMA・EW向け）	9,808円
野村アバンティス米国小型株ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）	9,809円
野村アバンティス米国小型株ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）	9,809円
野村アバンティス新興国株ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）	9,809円
野村アバンティス新興国株ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）	9,809円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド30（非課税適格機関投資家専用）	291,440,122円
野村アンジェロ・ゴードンBDCファンド（為替ヘッジあり）2210（適格機関投資家転売制限付）	482,423,970円
ノムラ・プライベート・シリーズTPGアンジェロ・ゴードンBDCファンド（為替ヘッジあり）2402（適格機関投資家転売制限付）	290,366,883円
野村J-REITバリュエーション投信2403（適格機関投資家専用）	3,403,963,116円
野村DC運用戦略ファンド	85,180,134円
野村DCテンプレート・トータル・リターン Aコース	9,818円
野村DCテンプレート・トータル・リターン Bコース	9,818円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	7,492,405円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 ファンドの現況

純資産額計算書

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

2024年4月30日現在

I 資産総額	141,059,375,561円
II 負債総額	695,279,665円
III 純資産総額（I－II）	140,364,095,896円
IV 発行済口数	32,578,202,726口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	4.3085円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

2024年4月30日現在

I 資産総額	765,460,068円
II 負債総額	2,263,351円
III 純資産総額（I－II）	763,196,717円
IV 発行済口数	378,519,100口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.0163円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

2024年4月30日現在

I 資産総額	173,725,512円
II 負債総額	432,103円
III 純資産総額（I－II）	173,293,409円
IV 発行済口数	72,932,127口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.3761円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

2024年4月30日現在

I 資産総額	5,154,711,452円
II 負債総額	14,656,480円
III 純資産総額（I－II）	5,140,054,972円
IV 発行済口数	2,811,619,859口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.8281円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

2024年4月30日現在

I 資産総額	279,746,263円
II 負債総額	703,575円
III 純資産総額（I－II）	279,042,688円
IV 発行済口数	174,670,956口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.5975円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

2024年4月30日現在

I 資産総額	570,073,800円
II 負債総額	2,090,765円

Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	567,983,035円
Ⅳ 発行済口数	292,732,119口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.9403円

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

2024年4月30日現在

Ⅰ 資産総額	231,896,855円
Ⅱ 負債総額	355,776円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	231,541,079円
Ⅳ 発行済口数	231,677,763口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9994円

（参考）野村インド株マザーファンド

2024年4月30日現在

Ⅰ 資産総額	140,083,031,239円
Ⅱ 負債総額	－円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	140,083,031,239円
Ⅳ 発行済口数	16,704,202,516口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	8.3861円

（参考）野村アセアン株マザーファンド

2024年4月30日現在

Ⅰ 資産総額	773,306,873円
Ⅱ 負債総額	11,604,699円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	761,702,174円
Ⅳ 発行済口数	227,398,368口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.3496円

（参考）野村豪州株マザーファンド

2024年4月30日現在

Ⅰ 資産総額	172,951,024円
Ⅱ 負債総額	－円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	172,951,024円
Ⅳ 発行済口数	46,361,420口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.7305円

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

2024年4月30日現在

Ⅰ 資産総額	5,129,825,815円
Ⅱ 負債総額	－円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,129,825,815円
Ⅳ 発行済口数	1,921,261,692口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.6700円

（参考）野村タイ株マザーファンド

2024年4月30日現在

I 資産総額	278,490,534円
II 負債総額	－円
III 純資産総額（I－II）	278,490,534円
IV 発行済口数	112,875,121口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.4672円

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

2024年4月30日現在

I 資産総額	566,888,971円
II 負債総額	－円
III 純資産総額（I－II）	566,888,971円
IV 発行済口数	174,874,267口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.2417円

（参考）野村マネー マザーファンド

2024年4月30日現在

I 資産総額	5,260,507,573円
II 負債総額	201,915,000円
III 純資産総額（I－II）	5,058,592,573円
IV 発行済口数	4,961,965,945口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0195円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

<更新後>

(1) 資本金の額

2024年4月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

2 事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2024年3月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	999	54,367,722
単位型株式投資信託	170	648,033
追加型公社債投資信託	14	7,027,080
単位型公社債投資信託	445	870,253
合計	1,628	62,913,087

3 委託会社等の経理状況

<更新後>

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 貸借対照表

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,006		1,865
金銭の信託			35,894		42,108
有価証券			29,300		21,900
前払金			11		11
前払費用			454		775
未収入金			694		1,775
未収委託者報酬			27,176		26,116
未収運用受託報酬			4,002		3,780
短期貸付金			1,835		1,001
未収還付法人税等			-		2,083
その他			57		84
貸倒引当金			△15		△15
流動資産計			101,417		101,486
固定資産					
有形固定資産			1,744		1,335
建物	※ 2	1,219		906	
器具備品	※ 2	525		428	
無形固定資産			5,210		5,563
ソフトウェア		5,209		5,562	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,067		16,336
投資有価証券		2,201		1,793	
関係会社株式		9,214		10,025	
長期差入保証金		443		520	
長期前払費用		13		10	
前払年金費用		1,297		1,553	
繰延税金資産		2,784		2,340	
その他		112		92	
固定資産計			23,023		23,235
資産合計			124,440		124,722

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					

預り金			120		124
未払金			17,615		17,879
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		17		57	
未払手数料		8,357		8,409	
関係会社未払金		8,149		8,911	
その他未払金		1,089		500	
未払費用	※ 1		9,512		9,682
未払法人税等			1,319		1,024
前受収益			22		22
賞与引当金			4,416		3,635
その他			121		46
流動負債計			33,127		32,414
固定負債					
退職給付引当金			3,194		2,940
時効後支払損引当金			588		595
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,905		4,659
負債合計			38,033		37,074
(純資産の部)					
株主資本			86,232		87,419
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,322		56,509
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,637		55,823	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,030		31,217	
評価・換算差額等			174		229
その他有価証券評価差額金			174		229
純資産合計			86,407		87,648
負債・純資産合計			124,440		124,722

(2) 損益計算書

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		115,733	113,491
運用受託報酬		17,671	18,198
その他営業収益		530	331
営業収益計		133,935	132,021
営業費用			
支払手数料		39,087	38,684
広告宣伝費		804	1,187
公告費		0	0
調査費		26,650	29,050

調査費		4,867		6,045	
委託調査費		21,783		23,004	
委託計算費			1,384		1,363
営業雑経費			3,094		3,302
通信費		72		89	
印刷費		918		903	
協会費		79		83	
諸経費		2,023		2,225	
営業費用計			71,021		73,587
一般管理費					
給料			12,033		11,316
役員報酬		229		226	
給料・手当		7,375		7,752	
賞与		4,427		3,337	
交際費			47		78
寄付金			73		115
旅費交通費			65		283
租税公課			1,049		963
不動産賃借料			1,432		1,232
退職給付費用			1,212		829
固定資産減価償却費			2,525		2,409
諸経費			11,116		12,439
一般管理費計			29,556		29,669
営業利益			33,357		28,763

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	3,530		7,645	
受取利息		10		45	
為替差益		-		49	
その他		1,268		637	
営業外収益計			4,809		8,377
営業外費用					
金銭の信託運用損		1,387		1,736	
時効後支払損引当金繰入額		12		10	
為替差損		23		-	
その他		266		8	
営業外費用計			1,689		1,755
経常利益			36,477		35,385
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		10	
株式報酬受入益		53		46	
固定資産売却益		9		-	
資産除去債務履行差額		141		-	

特別利益計			230		57
特別損失					
投資有価証券等売却損		0		16	
関係会社株式評価損		727		-	
固定資産除却損	※ 2	374		52	
資産除去債務履行差額		0		-	
事務所移転費用		54		-	
特別損失計			1,158		69
税引前当期純利益			35,549		35,374
法人税、住民税及び事業税			10,474		8,890
法人税等調整額			171		419
当期純利益			24,904		26,064

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当期変動額									
剰余金の配当							△26,268	△26,268	△26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,364	△1,364	△1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			△26,268
当期純利益			24,904

株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	116	116	116
当期変動額合計	116	116	△1,247
当期末残高	174	174	86,407

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法
--------------------	---------------------------------

訂正有価証券届出書 (F10)

	(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。						

7. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
----------------	--

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27－3項に従って、前事業年度に係るものについては記載していません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2022年3月31日)	当事業年度末 (2023年3月31日)
------------------------	------------------------

※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,223百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 589百万円 器具備品 618 合計 1,207	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901百万円 器具備品 657 合計 1,559

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525百万円	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634百万円
※ 2. 固定資産除却損 建物 346百万円 器具備品 28 ソフトウェア - 合計 374	※ 2. 固定資産除却損 建物 0百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 合計 52

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 26,268百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 5,100円

基準日 2021年3月31日

効力発生日 2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 24,877百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,830円

基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2)その他（デリバティブ取引）	121	121	-
負債計	121	121	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）1. 2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、前事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他） （※）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2)その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

（注1） 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、

記載を省略しております。

- (注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

- (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2022年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額315百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,886百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2023年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額235百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,557百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	△121	△121

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	△1,521
退職給付の支払額	△904
その他	△14
退職給付債務の期末残高	21,967
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	△258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	△672
年金資産の期末残高	19,687
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	△19,687
	△879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	△489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	△1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	△454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	△45
確定給付制度に係る退職給付費用	959

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378

△1,991

非積立型制度の退職給付債務	2,927
---------------	-------

未積立退職給付債務	935
-----------	-----

未認識数理計算上の差異	398
-------------	-----

未認識過去勤務費用	53
-----------	----

貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
----------------------	-------

退職給付引当金	2,940
---------	-------

前払年金費用	△1,553
--------	--------

貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
----------------------	-------

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
------	---------

利息費用	188
------	-----

期待運用収益	△462
--------	------

数理計算上の差異の費用処理額	127
----------------	-----

過去勤務費用の費用処理額	△52
--------------	-----

確定給付制度に係る退職給付費用	653
-----------------	-----

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
----	-----

株式	27%
----	-----

生保一般勘定	11%
--------	-----

生保特別勘定	7%
--------	----

その他	21%
-----	-----

合計	100%
----	------

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.4%
-----------------	------

退職一時金制度の割引率	1.1%
-------------	------

長期期待運用収益率	2.35%
-----------	-------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2022年3月31日)	当事業年度末 (2023年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,381	賞与引当金	1,138
退職給付引当金	990	退職給付引当金	911
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	285	未払事業税	227
投資有価証券評価減	110	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	272	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	182	時効後支払損引当金	184
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	92	ゴルフ会員権評価減	78
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	114	未払社会保険料	85
その他	84	その他	44
繰延税金資産小計	5,376	繰延税金資産小計	4,878
評価性引当額	△1,795	評価性引当額	△1,696
繰延税金資産合計	3,581	繰延税金資産合計	3,181
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△233	資産除去債務に対応する除去費用	△171
関係会社株式評価益	△81	関係会社株式評価益	△84
その他有価証券評価差額金	△78	その他有価証券評価差額金	△102
前払年金費用	△402	前払年金費用	△481
繰延税金負債合計	△796	繰延税金負債合計	△840
繰延税金資産の純額	2,784	繰延税金資産の純額	2,340
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.5%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.4%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%
その他	0.1%	その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
	自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
期首残高	1,371	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	48	-
資産除去債務の履行による減少	△296	-
期末残高	1,123	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
委託者報酬	115,670百万円
運用受託報酬	16,675百万円
成功報酬（注）	1,058百万円
その他営業収益	530百万円
合計	133,935百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
委託者報酬	113,491百万円
運用受託報酬	17,245百万円
成功報酬（注）	952百万円
その他営業収益	331百万円
合計	132,021百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー ム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息	9	未収利息	4

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	29,119	未払手数料	6,013

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 (*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-----	-------	--------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

子会社	ノムラ・エー ム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付 金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託 の募集の取扱 及び売上の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (*1)	27,180	未払手 数 料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,775円81銭	1株当たり純資産額	17,016円74銭
1株当たり当期純利益	4,835円10銭	1株当たり当期純利益	5,060円34銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	24,904百万円	損益計算書上の当期純利益	26,064百万円
普通株式に係る当期純利益	24,904百万円	普通株式に係る当期純利益	26,064百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

◇ 中間貸借対照表

		2023年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		7,755
金銭の信託		42,741
未収委託者報酬		28,981
未収運用受託報酬		5,565
短期貸付金		747
その他		1,398
貸倒引当金		△17
流動資産計		87,173
固定資産	※ 1	
有形固定資産		1,140
無形固定資産		5,519
ソフトウェア		5,518
その他		0
投資その他の資産		16,784
投資有価証券		1,862
関係会社株式		10,025
長期差入保証金		519
前払年金費用		1,721
繰延税金資産		1,761
その他		893
固定資産計		23,444
資産合計		110,617

		2023年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		29,900
未払金		12,829
未払収益分配金		1
未払償還金		40
未払手数料		9,305
関係会社未払金		2,395
その他未払金	※ 2	1,085
未払費用		10,122
未払法人税等		2,521
賞与引当金		1,993
その他		201
流動負債計		57,568
固定負債		
退職給付引当金		2,855
時効後支払損引当金		601
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,579
負債合計		62,148
(純資産の部)		
株主資本		48,142
資本金		17,180

資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		17,232
利益準備金		685
その他利益剰余金		16,547
繰越利益剰余金		16,547
評価・換算差額等		325
その他有価証券評価差額金		325
純資産合計		48,468
負債・純資産合計		110,617

◇ 中間損益計算書

		自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		59,892
運用受託報酬		10,062
その他営業収益		156
営業収益計		70,111
営業費用		
支払手数料		20,743
調査費		15,670
その他営業費用		2,845
営業費用計		39,259
一般管理費	※ 1	15,475
営業利益		15,376
営業外収益	※ 2	7,161
営業外費用	※ 3	715
経常利益		21,822
特別利益	※ 4	11
特別損失	※ 5	10
税引前中間純利益		21,823
法人税、住民税及び事業税		4,781
法人税等調整額		536
中間純利益		16,505

◇ 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当中間期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
中間純利益							16,505	16,505	16,505
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△24,606	△14,669	△39,276	△39,276
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	—	16,547	17,232	48,142

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当中間期変動額			
剰余金の配当			△55,782
中間純利益			16,505
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	96	96	96
当中間期変動額合計	96	96	△39,179
当中間期末残高	325	325	48,468

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法
--------------------	---------------------------------

	(2) その他有価証券 市場価格のない …… 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない …… 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。						

7. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
----------------	---

[注記事項]

◇ 中間貸借対照表関係

2023年9月30日現在	
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額	1,754百万円
※ 2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

◇ 中間損益計算書関係

自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日	
※ 1 減価償却実施額	
有形固定資産	196百万円
無形固定資産	958百万円
※ 2 営業外収益のうち主要なもの 受取配当金	6,692百万円
※ 3 営業外費用のうち主要なもの 金銭の信託運用損	627百万円
※ 4 特別利益の内訳 株式報酬受入益	11百万円
※ 5 特別損失の内訳 固定資産除却損	10百万円

◇ 中間株主資本等変動計算書関係

自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。				
・ 普通株式の配当に関する事項				
(1) 配当金の総額	55,782百万円			
(2) 1株当たり配当額	10,830円			
(3) 基準日	2023年3月31日			
(4) 効力発生日	2023年6月30日			

◇ 金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	42,741	42,741	-
資産計	42,741	42,741	-
(2)その他（デリバティブ取引）	60	60	-
負債計	60	60	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等（※）	10,266
組合出資金等	1,621
合計	11,888

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,741	-	42,741
資産計	-	42,741	-	42,741
デリバティブ取引（通貨関連）	-	60	-	60
負債計	-	60	-	60

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

当中間会計期間末（2023年9月30日）

1. 売買目的有価証券(2023年9月30日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023年9月30日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023年9月30日)

該当事項はありません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間（2023年9月30日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	684	-	△60	△60

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

	自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加 時の経過による調整額	- -
中間期末残高	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 (自2023年4月 1日 至2023年9月30日)
委託者報酬	59,884百万円
運用受託報酬	9,422百万円
成功報酬（注）	646百万円
その他営業収益	156百万円
合計	70,111百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるた

め、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 1株当たり情報

自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日	
1株当たり純資産額	9,410円05銭
1株当たり中間純利益	3,204円61銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	16,505百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	16,505百万円
期中平均株式数	5,150千株

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<更新後>

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 2024年3月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 2024年3月末現在

(3) 運用の委託先

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）	SG\$2,800,000	シンガポールの証券先物法(The Securities & Futures Act)及び関連する諸法令に基づき、投資助言、資産運用業務を営んでいます。

* 2023年9月末現在

3 資本関係

<訂正前>

(2023年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 運用の委託先

委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）の株式の100.0%を保有しています。

<訂正後>

(2023年9月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 運用の委託先

委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）の株式の100.0%を保有しています。

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月24日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

湯 原 尚

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）の2023年9月13日から2024年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）の2024年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年9月13日から2024年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月24日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

湯 原 尚

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）の2023年9月13日から2024年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）の2024年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年9月13日から2024年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月24日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

湯 原 尚

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）の2023年9月13日から2024年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）の2024年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年9月13日から2024年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月24日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

湯 原 尚

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）の2023年9月13日から2024年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）の2024年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年9月13日から2024年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月24日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

湯 原 尚

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）の2023年9月13日から2024年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）の2024年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年9月13日から2024年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月24日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

湯 原 尚

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）の2023年9月13日から2024年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）の2024年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年9月13日から2024年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月24日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

湯 原 尚

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）の2023年9月13日から2024年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）の2024年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年9月13日から2024年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

湯 原 尚

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水 永 真太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を

開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。